

伊勢市公報

第435号
令和5年12月20日
水曜日

目次

	頁
規 則	
○ 空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定による立入調査をする者の携帯する身分を示す証明書の様式を定める規則の一部を改正する規則	3
○ 伊勢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則	5
○ 伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則	7
告 示	
○ 令和5年度上半期の伊勢市病院事業、水道事業及び下水道事業の業務の状況について	9
○ 農業委員会総会の招集について	26
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	27
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	29
選挙管理委員会告示	
○ 選挙権を有する者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数について	30
農業委員会告示	
○ 農業委員会総会の招集について	31
上下水道事業告示	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定の更新について	32
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	35
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定取消しについて	36
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	37
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の事業の廃止について	38
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	39
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	40
公 告	
○ 農用地利用集積計画について	41
○ パブリックコメントの実施について	42
○ パブリックコメントの実施について	45
○ パブリックコメントの実施について	49
○ パブリックコメントの実施について	52
○ パブリックコメントの実施について	55
○ パブリックコメントの実施について	58
○ 伊勢市農業振興地域整備計画の変更について	61
○ 経営管理権集積計画について	62
○ パブリックコメントの実施について	64
○ 地籍調査に係る地図及び簿冊の閲覧について	67
○ 公示送達	69
○ 公売公告兼見積価額公告	70
上下水道事業公告	
○ パブリックコメントの実施について	77

- 公共下水道事業受益者負担金の令和6年度賦課対象区域について

80

監査委員公表

- 地方自治法第242条第1項の規定に基づく監査の結果の公表について

96

空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定による立入調査をする者の携帯する身分を示す証明書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月11日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第64号

空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定による立入調査をする者の携帯する身分を示す証明書の様式を定める規則の一部を改正する規則

空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定による立入調査をする者の携帯する身分を示す証明書の様式を定める規則（平成27年伊勢市規則第30号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「第14条第1項」を「第22条第1項」に、「、当該職員又は」を「、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくは」に改める。

附 則

この規則は、令和5年12月13日から施行する。

伊勢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月11日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 65 号

伊勢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市国民健康保険条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 82 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 7 条例附則第 9 条第 2 項に規定する規則で定める日は、令和 5 年 12 月 26 日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月11日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第66号

伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則

伊勢市介護保険規則（平成17年伊勢市規則第83号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 5 条例附則第9項に規定する規則で定める日は、令和5年12月26日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第 171 号

令和 5 年度上半期の伊勢市病院事業、水道事業及び下水道事業の業務の状況について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定により、令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日までの伊勢市病院事業、水道事業及び下水道事業の業務の状況を次のとおり公表します。

令和 5 年 12 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

令和5年度上半期伊勢市病院事業の業務状況

1. 事業の概況

(1) 業務状況

入院延患者数は、前年同期比 6.8%増の 42,332 人（4年度上半期 39,646 人）、外来延患者数は、前年同期比 1.4%増の 65,007 人（4年度上半期 64,083 人）、健診者数は、前年同期比 0.9%増の 7,315 人（4年度上半期 7,250 人）となりました。

(2) 収益的収支の状況（金額は消費税抜き）

総収益は 4,237,935 千円、総費用は 3,852,026 千円となり、当期純利益は 385,909 千円となりました。

収益の内訳は、医業収益 3,411,598 千円、健診収益 193,090 千円、医業外収益 633,247 千円（うち他会計負担金 257,342 千円）となっております。

費用の内訳は、医業費用 3,683,735 千円、健診費用 97,928 千円、医業外費用 70,363 千円となっております。

(3) 資本的収支の状況（金額は消費税込）

収入総額 223,037 千円、支出総額 462,209 千円の事業執行となりました。

収入の内訳は、負担金 200,000 千円、寄附金 580 千円、基金繰入金 15,510 千円、投資償還金 6,947 千円となっております。

支出の内訳は、建設改良費 9,098 千円（資産購入費 9,098 千円）、企業債償還金 430,913 千円、投資 15,510 千円、基金積立金 6,688 千円となっております。

以上が令和5年度上半期の概要であります。

2. 職員に関する事項

（単位：人）

年月日	医師	医療 技術職	看護職	事務 その他	計	会計年度 任用職員	合計
5.9.30	55	92	241 (4)	28 (3)	416 (7)	174	590 (7)
5.3.31	56	90	245 (4)	29 (2)	420 (6)	174	594 (6)

*（ ）は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す。

3. 経理の状況

令和 5年 4月 1日から

令和 5年 9月30日まで

(1) 令和5年度伊勢市病院事業予算執行状況

(単位：円)

区 分	予 算 額 A	予算執行額 B	予 算 残 額	B/A%	備 考
(収益的収入)					
病院事業収益	8,519,793,000	4,267,277,240	4,252,515,760	50.1	
医業収益	6,806,950,000	3,420,483,958	3,386,466,042	50.2	
健診収益	357,284,000	212,371,395	144,912,605	59.4	
医業外収益	1,355,459,000	634,421,887	721,037,113	46.8	
特別利益	100,000	0	100,000	0.0	
(収益的支出)					
病院事業費用	8,771,912,000	3,921,879,727	4,850,032,273	44.7	
医業費用	8,379,768,000	3,751,318,075	4,628,449,925	44.8	
健診費用	228,068,000	100,162,532	127,905,468	43.9	
医業外費用	162,976,000	70,399,120	92,576,880	43.2	
特別損失	100,000	0	100,000	0.0	
予備費	1,000,000	0	1,000,000	0.0	
(資本的収入)					
資本的収入	618,258,000	223,037,000	395,221,000	36.1	
負担金	474,224,000	200,000,000	274,224,000	42.2	
企業債	100,000,000	0	100,000,000	0.0	
寄附金	3,000,000	580,000	2,420,000	19.3	
基金繰入金	37,080,000	15,510,000	21,570,000	41.8	
投資償還金	3,954,000	6,947,000	△ 2,993,000	175.7	
(資本的支出)					
資本的支出	1,145,392,000	462,208,766	683,183,234	40.4	
建設改良費	150,000,000	9,098,170	140,901,830	6.1	
企業債償還金	951,358,000	430,913,096	520,444,904	45.3	
投資	37,080,000	15,510,000	21,570,000	41.8	
基金積立金	6,954,000	6,687,500	266,500	96.2	

令和 5年 4月 1日から

令和 5年 9月30日まで

(2) 令和5年度伊勢市病院事業損益計算書

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
病院事業費用	3,852,025,899	病院事業収益	4,237,934,980
医業費用	3,683,734,862	医業収益	3,411,597,940
給与費	1,723,455,130	入院収益	2,345,076,218
材料費	797,809,454	外来収益	934,653,747
経費	656,269,079	他会計負担金	56,658,000
減価償却費	493,634,806	その他医業収益	75,209,975
資産減耗費	118,572	健診収益	193,089,927
研究研修費	12,447,821	健診収益	193,089,927
健診費用	97,927,677	医業外収益	633,247,113
給与費	63,922,407	他会計負担金	257,342,000
材料費	3,750,638	県補助金	131,091,000
経費	22,078,707	その他医業外収益	18,440,660
減価償却費	8,175,925	長期前受金戻入	226,373,453
医業外費用	70,363,360		
支払利息及び 企業債取扱諸費	30,372,827		
雑損失	5,709,173		
医業外雑費	34,281,360		
当期純利益	385,909,081		
合 計	4,237,934,980	合 計	4,237,934,980

令和 5年 9月30日

(3) 令和 5年度伊勢市病院事業貸借対照表

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
固定資産	15,856,795,169	固定負債	12,135,231,280
有形固定資産	15,370,430,856	企業債	10,364,103,728
土地	1,572,578,736	建設改良等企業債	10,364,103,728
建物	12,588,711,881	引当金	1,771,127,552
構築物	1,530,514,503	退職給付引当金	1,771,127,552
器械備品	5,342,675,447	流動負債	822,002,842
車両	8,809,691	未払金	270,040,154
減価償却累計額	△5,672,859,402	医業未払金	265,265,054
無形固定資産	3,562,685	その他未払金	4,775,100
電話加入権	3,562,685	その他流動負債	31,518,139
投資その他の資産	482,801,628	預り金	1,079,901
長期貸付金	294,768,000	預り保証金	1,000,000
基金	188,033,628	仮受消費税	29,438,238
流動資産	2,650,492,962	企業債	520,444,549
現金預金	1,357,687,729	建設改良等企業債	520,444,549
現金	1,329,000	繰延収益	1,421,743,165
預金	1,356,358,729	長期前受金	3,958,414,624
未収金	1,170,674,380	長期前受金収益化累計額	△2,536,671,459
医業未収金	1,170,674,380	資本金	4,254,000,000
貯蔵品	59,893,165	自己資本金	4,254,000,000
薬品	28,937,118	剰余金	△511,598,237
診療材料	28,431,145	資本剰余金	1,052,681,966
その他貯蔵品	2,524,902	受贈財産評価額	141,807,695
前払金	9,917,280	他会計補助金	89,845,648
前払金	9,917,280	工事負担金	53,395,358
その他流動資産	148,484,384	寄附金	70,471,100
仮払消費税	148,484,384	他会計負担金	697,162,165
貸倒引当金	△96,163,976	欠損金	△1,564,280,203
貸倒引当金	△96,163,976	前年度未処理欠損金	△1,564,280,203
		当期純利益	385,909,081
合 計	18,507,288,131	合 計	18,507,288,131

4. 令和4年度伊勢市病院事業決算の状況

市立伊勢総合病院は、二次救急医療をはじめとする地域の中核病院として、市民の健康増進と生活の質の向上を目指し、地域医療の継続発展を図るとともに、公営企業としての効率性を高めるよう努めてまいりました。

本年度は、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症患者等受入病床の確保や新型コロナウイルスワクチン接種をはじめとした、新型コロナウイルス感染症への対応を図るとともに、地域医療の確保及び予防医学に取り組みました。また、安全・安心で高度な医療を提供するため、超音波画像診断装置、手術用顕微鏡及び内視鏡システム等の整備を行いました。

利用状況につきましては、入院患者数82,192人(1日平均225人)、外来患者数126,495人(1日平均521人)、健診者数15,124人(1日平均52人)となりました。前年度と比較すると、入院患者数で2,315人増加、外来患者数で280人減少、健診者数で387人増加しました。

収支状況は、収益的収支におきまして、消費税を除き収入額8,937,239,341円(対前年度比2.7%増)に対して、支出額8,679,441,219円(対前年度比3.0%増)となり、差引257,798,122円の純利益が生じました。また、医師及び看護師奨学金の返還債務の免除により発生した資本剰余金の処分数額26,220,000円を含め、当年度未処理欠損金は1,564,280,203円となりました。前年度と比較すると、収入におきましては、患者数の増加や診療単価の上昇により、入院収益及び健診収益で増収となりました。一方、支出におきましては、退職給付費、材料費及び光熱費等で増額となりました。

資本的収支におきましては、収入額569,300,000円、支出額986,413,092円の執行となりました。

今後も、新病院建設による企業債償還金、減価償却費のほか、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい病院経営となることが予測されますが、引き続き、医師確保に努めるとともに、救急医療をはじめとする医療体制の充実強化、質の高い医療の提供、地域医療の推進、病院経営の健全化に取り組んでまいります。

令和5年度 上半期伊勢市水道事業の業務状況

1 事業の概要

今期の水道事業は、「伊勢市水道事業ビジョン」の目標である「持続・安全・強靱」の実現を目指し、老朽管の布設替工事、下水道工事等に伴う配水本管布設替工事、基幹管路の耐震化を行い、施設の統廃合のため南部配水池の整備を進めています。また、「伊勢市水道事業ビジョン」を策定してから5年を経過することから、フォローアップによる検証や新たな課題等を整理し、今後の取組や財政収支見通し等の見直しを行っています。

事業運用面では、令和5年9月末現在、前年同期に比して、配水量は1.2%の減少、有収水量は1.9%の減少となり、その結果、有収率は87.1%となりました。

財政収支の状況は、収益的収支におきまして、消費税を除き収入額1,232,518千円、支出額997,985千円の執行となり、234,533千円の純利益を生じました。

一方、資本的収支においては、収入額49,317千円、支出額354,670千円の執行となり、305,353千円の収支不足となりました。

人口減少により給水収益の減少が見込まれる中、老朽化を迎えた管路及び施設・設備の耐震化や更新を行う必要があることから、将来の事業運営が厳しくなることが予測されます。

今後も独立採算制の堅持を第一目標とし、さらに、経費節減等を行い効率的で健全な事業の運営に努め、安心・安全な給水サービスの向上に取り組んでいきます。

2 給水状況

(1) 給水戸数と給水人口

区 分	R4.9.30	R5.9.30	増 減	前年比 (%)
給水戸数	57,923戸	57,886戸	△ 37戸	99.9
給水人口	121,520人	120,070人	△ 1,450人	98.8

(2) 給水収益(税込)

(単位 千円)

区 分	調 定 額	収 入 額	収 入 率 (%)
給水収益	1,197,951	1,138,041	95.0

(3) 配水量と有収水量

(単位 m³)

区 分	R4.9.30	R5.9.30	増 減	前年比 (%)
配水量	7,948,213	7,850,242	△ 97,971	98.8
有収水量	6,966,458	6,833,943	△ 132,515	98.1
有収率 (%)	87.6	87.1	△ 0.5	—

3 職員に関する事項

(単位 人)

区 分	職員	技能労務 職員	会計年度 任用職員	計
R5.3.31	(1) 17	(3) 17	3	(4) 37
R5.9.30	(1) 16	(4) 16	3	(5) 35

* ()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す。

4 経理の状況

(単位 円)

(1) 令和5年度伊勢市水道事業予算執行状況		令和 5年 4月 1日 から 令和 5年 9月30日 まで		
区 分	予算額(A)	執行額(B)	予算残額	B/A %
(収益的収支)				
水道事業収益	2,746,722,000	1,343,630,392	1,403,091,608	48.9
営業収益	2,448,007,000	1,202,074,774	1,245,932,226	49.1
営業外収益	298,715,000	141,555,618	157,159,382	47.4
水道事業費用	2,584,807,000	1,042,018,115	1,542,788,885	40.3
営業費用	2,454,126,000	1,002,250,332	1,451,875,668	40.8
営業外費用	120,681,000	39,767,783	80,913,217	33.0
予備費	10,000,000	0	10,000,000	0.0
(資本的収支)				
資本的収入	1,213,876,000	49,317,035	1,164,558,965	4.1
企業債	749,500,000	0	749,500,000	0.0
負担金	272,183,000	49,317,035	222,865,965	18.1
他会計補助金	22,293,000	0	22,293,000	0.0
出資金	117,900,000	0	117,900,000	0.0
補助金	52,000,000	0	52,000,000	0.0
資本的支出	2,552,125,000	354,670,038	2,197,454,962	13.9
建設改良費	2,151,330,000	158,692,895	1,992,637,105	7.4
償還金	400,795,000	195,977,143	204,817,857	48.9

(単位 円)

(2) 令和5年度伊勢市水道事業損益計算書		令和 5年 4月 1日 から 令和 5年 9月30日 まで	
		借 方	貸 方
水道事業費用	997,984,486	水道事業収益	1,232,517,920
営業費用	958,580,156	営業収益	1,092,982,255
原水費	356,998,143	給水収益	1,089,122,524
配水及び給水費	91,857,032	受託工事収益	2,081,700
受託工事費	4,216,770	その他営業収益	1,778,031
総係費	66,394,211	営業外収益	139,535,665
減価償却費	439,114,000	受取利息及び配当金	553,000
営業外費用	39,404,330	長期前受金戻入	118,354,000
支払利息及び 企業債取扱諸費	34,558,034	雑収益	3,126,665
雑支出	4,846,296	加入金	17,502,000
当期純利益	234,533,434		
合計	1,232,517,920	合計	1,232,517,920

(単位 円)

(3) 令和5年度伊勢市水道事業貸借対照表		令和 5年 9月30日	
借 方		貸 方	
固 定 資 産	25,416,798,199	固 定 負 債	5,364,555,046
有 形 固 定 資 産	25,167,605,952	企 業 債	5,002,819,559
土 地	1,416,434,401	建 設 改 良 等 企 業 債	5,002,819,559
建 物	796,597,564	引 当 金	361,735,487
減 価 償 却 累 計 額	△ 559,489,657	退 職 給 付 引 当 金	205,359,487
構 築 物	39,570,730,311	特 別 修 繕 引 当 金	156,376,000
減 価 償 却 累 計 額	△ 17,640,598,931	流 動 負 債	366,389,046
機 械 及 び 装 置	3,423,306,277	企 業 債	197,477,608
減 価 償 却 累 計 額	△ 2,429,114,545	建 設 改 良 等 企 業 債	197,477,608
車 両 運 搬 具	59,860,422	未 払 金	50,639,633
減 価 償 却 累 計 額	△ 50,827,861	貯 蔵 品 購 入 未 払 金	551,738
工 具、器 具 及 び 備 品	64,677,390	営 業 未 払 金	50,087,895
減 価 償 却 累 計 額	△ 51,081,441	預 り 金	6,753,433
建 設 仮 勘 定	567,112,022	預 り 金	6,753,433
無 形 固 定 資 産	49,192,247	そ の 他 流 動 負 債	111,518,372
施 設 利 用 権	46,252,159	仮 受 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	111,518,372
ソ フ ト ウ ェ ア	2,940,088	繰 延 収 益	5,282,274,549
投 資 そ の 他 の 資 産	200,000,000	長 期 前 受 金	11,932,975,521
投 資 有 価 証 券	200,000,000	長 期 前 受 金	11,932,975,521
流 動 資 産	2,850,631,691	長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額	△ 6,650,700,972
現 金 預 金	2,409,834,176	長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額	△ 6,650,700,972
現 金	60,000	資 本 金	16,352,696,041
預 金	2,409,774,176	資 本 金	16,352,696,041
未 収 金	178,566,790	固 有 資 本 金	33,622,511
営 業 未 収 金	156,422,799	繰 入 資 本 金	1,538,970,100
営 業 外 未 収 金	838,100	組 入 資 本 金	14,780,103,430
そ の 他 未 収 金	21,305,891	剰 余 金	666,981,774
貸 倒 引 当 金	△ 83,514,773	資 本 剰 余 金	23,129,245
貸 倒 引 当 金	△ 83,514,773	受 贈 財 産 評 価 額	23,129,245
貯 蔵 品	39,411,806	利 益 剰 余 金	643,852,529
原 材 料	39,411,806	当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	643,852,529
前 払 金	250,269,624	当 期 純 利 益	234,533,434
工 事 前 払 金	214,325,000		
前 払 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	7,901,500		
そ の 他 前 払 金	28,043,124		
そ の 他 流 動 資 産	56,064,068		
仮 払 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	56,064,068		
合 計	28,267,429,890	合 計	28,267,429,890

5 令和4年度決算の状況

本年度の水道事業は、「伊勢市水道事業ビジョン」に基づき給水の安定及び有収率の向上を目指し効率的な維持管理を行うため、老朽化した設備及び配水本管の更新、下水道工事などに伴う配水本管布設替等の工事を実施するとともに、基幹管路を中心とした耐震化を行いました。

(1) 業務量について

給水戸数は57,743戸で前年度に比べ99戸増加した一方、給水人口は120,630人で前年度に比べ1,333人減少しました。また、年間配水量は15,980,556^mで前年度に比べ3.58%の減少となり、有収水量は13,887,230^mで前年度に比べ1.26%の減少となり、その結果、有収率は86.9%となりました。

(2) 財政収支について

財政収支の状況は、収益的収支においては、消費税を除き収入額2,538,587,843円、支出額2,227,912,909円の執行となり、310,674,934円の純利益となりました。

一方、資本的収支においては、収入額745,641,150円、支出額1,751,886,176円の執行となり、建設改良費繰越財源357,500円を除くと、1,006,602,526円の収支不足となりましたが、建設改良積立金、損益勘定留保資金等で補填しました。

また、資本的収支の収入において321,400,000円、支出において460,000,000円を翌年度に繰り越しました。

(3) 建設改良事業について

送配水管延長は、前年度より4.8km増加し953.7kmとなりました。また、基幹管路耐震化工事及び老朽管更新工事等により9.9kmの更新を行い、その内、6.6kmの耐震化を行いました。その結果、送配水管の耐震化率は21.0%となり、その内、基幹管路の耐震化率は41.6%となりました。

施設については、老朽化に伴う滝倉加圧施設の更新工事を行い、その他の施設・設備についても、計画に基づいた更新を行いました。また、施設の統廃合のため南部配水池を新設する工事を進めました。

令和5年度 上半期伊勢市下水道事業の業務状況

1 事業の概要

今期の下水道事業は、汚水処理事業として流域関連公共下水道の第5期事業認可区域の下水管渠の幹線及び面整備工事等を行い、公共用水域の水質保全や住環境の改善のため普及率の向上に努めており、令和5年9月末で処理区域内人口は73,242人、下水道普及率は60.7%となっています。

雨水対策事業としては、勢田川流域等浸水対策実行計画に基づき、黒瀬ポンプ場のポンプ増設等を進めています。

また、下水道施設の適正な維持管理のため、伊勢市下水道ストックマネジメント計画に基づき、桧尻第1排水区桧尻1号雨水幹線の改築及び吹上ポンプ場他2施設の水処理設備の更新工事等を進めています。

財政収支の状況は、収益的収支におきまして、消費税を除き収入額2,322,874千円、支出額1,507,051千円の執行となり、815,823千円の純利益を生じました。

一方、資本的収支におきましては、収入281,181千円、支出1,200,447千円となり、919,266千円の収支不足となりました。

今後につきましても、計画的な施設の整備を実施するとともに、供用及び稼動区域においては適正な維持管理に努めていきます。

2 下水道普及率

(令和5年9月30日現在)

	行政区域内人口 (A)	処理区域内人口 (B)	普及率 (B/A)
計	120,662人	73,242人	60.7%

3 職員に関する事項

(単位 人)

区分	職員	技能労務職員	会計年度 任用職員	計
R5.3.31	30	5	7	42
R5.9.30	31	5	7	43

4 経理の状況

(単位 円)

(1) 令和5年度伊勢市下水道事業予算執行状況		令和 5 年 4 月 1 日 から 令和 5 年 9 月 30 日 まで		
区 分	予算額(A)	執行額(B)	予算残額	B/A (%)
(収益的収支)				
下水道事業収益	4,576,884,000	2,375,592,328	2,201,291,672	51.9
営業収益	1,541,455,000	828,769,793	712,685,207	53.8
営業外収益	2,548,809,000	1,546,822,535	1,001,986,465	60.7
特別利益	486,620,000	0	486,620,000	0.0
下水道事業費用	4,522,968,000	1,535,773,015	2,987,194,985	34.0
営業費用	3,216,148,000	1,336,128,096	1,880,019,904	41.5
営業外費用	445,931,000	199,644,919	246,286,081	44.8
特別損失	850,889,000	0	850,889,000	0.0
予備費	10,000,000	0	10,000,000	0.0
(資本的収支)				
資本的収入	6,008,319,000	281,180,600	5,727,138,400	4.7
企業債	3,756,400,000	0	3,756,400,000	0.0
負担金	392,419,000	281,180,600	111,238,400	71.7
国庫補助金	1,859,500,000	0	1,859,500,000	0.0
資本的支出	7,719,391,000	1,200,447,162	6,518,943,838	15.6
建設改良費	5,871,570,000	445,511,206	5,426,058,794	7.6
企業債償還金	1,846,321,000	754,935,956	1,091,385,044	40.9
諸支出金	1,500,000	0	1,500,000	0.0

(単位 円)

(2) 令和5年度伊勢市下水道事業損益計算書		令和 5年 4月 1日 から 令和 5年 9月 30日 まで	
		借 方	貸 方
下水道事業費用	1,507,051,230	下水道事業収益	2,322,874,110
営業費用	1,307,532,149	営業収益	776,067,442
汚水管渠費	19,187,307	下水道使用料	527,025,442
雨水管渠費	3,031,626	他会計負担金	249,000,000
流域下水道 維持管理負担金	189,367,178	その他営業収益	42,000
ポンプ場費	38,313,603	営業外収益	1,546,806,668
処理場費	27,356,349	他会計負担金	779,700,000
普及促進費	20,526,366	他会計補助金	309,300,000
業務費	39,244,373	長期前受金戻入	456,769,998
総係費	25,969,976	雑収益	1,036,670
汚水減価償却費	724,285,343		
雨水減価償却費	220,211,401		
資産減耗費	38,627		
営業外費用	199,519,081		
支払利息及び 企業債取扱諸費	198,256,289		
雑支出	1,262,792		
当期純利益	815,822,880		
合計	2,322,874,110	合計	2,322,874,110

(単位 円)

(3) 令和5年度伊勢市下水道事業貸借対照表		令和5年9月30日	
借 方		貸 方	
固 定 資 産	71,500,005,226	固 定 負 債	31,976,774,763
汚 水 有 形 固 定 資 産	52,816,681,703	企 業 債	31,715,181,148
土 地	375,855,351	建 設 改 良 等 企 業 債	31,715,181,148
立 木	3,119,863	引 当 金	261,593,615
建 物	1,188,020,172	退 職 給 付 引 当 金	261,593,615
減 価 償 却 累 計 額	△ 579,345,608	流 動 負 債	1,209,849,212
構 築 物	65,089,879,600	企 業 債	1,091,383,999
減 価 償 却 累 計 額	△ 15,481,576,860	建 設 改 良 等 企 業 債	1,091,383,999
機 械 及 び 装 置	3,279,582,214	未 払 金	58,505,891
減 価 償 却 累 計 額	△ 2,396,526,025	営 業 未 払 金	37,200,000
車 両 運 搬 具	7,970,928	そ の 他 未 払 金	21,305,891
減 価 償 却 累 計 額	△ 6,372,060	預 り 金	7,241,104
工 具、器 具 及 び 備 品	30,262,376	預 り 金	7,241,104
減 価 償 却 累 計 額	△ 24,327,091	そ の 他 流 動 負 債	52,718,218
建 設 仮 勘 定	1,330,138,843	仮 受 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	52,718,218
雨 水 有 形 固 定 資 産	10,851,607,476	繰 延 収 益	29,695,852,721
土 地	1,026,091,801	長 期 前 受 金	43,741,524,020
建 物	2,711,652,717	長 期 前 受 金	43,741,524,020
減 価 償 却 累 計 額	△ 944,013,558	長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額	△ 14,045,671,299
構 築 物	6,783,664,830	長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額	△ 14,045,671,299
減 価 償 却 累 計 額	△ 2,258,835,257	資 本 金	7,852,384,719
機 械 及 び 装 置	6,100,880,806	資 本 金	7,852,384,719
減 価 償 却 累 計 額	△ 3,069,716,147	固 有 資 本 金	5,302,967,247
工 具、器 具 及 び 備 品	3,771,849	組 入 資 本 金	2,549,417,472
減 価 償 却 累 計 額	△ 3,488,961	剰 余 金	1,429,722,010
建 設 仮 勘 定	501,599,396	資 本 剰 余 金	774,737,252
汚 水 無 形 固 定 資 産	7,831,716,047	受 贈 財 産 評 価 額	146,473,864
流 域 下 水 道 施 設 利 用 権	7,828,648,999	他 会 計 負 担 金	282,198,153
電 話 加 入 権	75,000	周 辺 環 境 整 備 事 業 負 担 金	53,565,180
ソ フ ト ウ ェ ア	2,992,048	補 助 金	216,649,080
流 動 資 産	1,480,401,079	そ の 他 資 本 剰 余 金	75,850,975
現 金 預 金	691,704,622	利 益 剰 余 金	654,984,758
現 金	100,000	当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	654,984,758
預 金	691,604,622	当 期 純 利 益	815,822,880
未 収 金	255,778,557		
営 業 未 収 金	208,499,009		
営 業 外 未 収 金	12,390		
そ の 他 未 収 金	47,267,158		

(単位 円)

(3) 令和5年度伊勢市下水道事業貸借対照表		令和5年9月30日	
借 方		貸 方	
貸 倒 引 当 金	△ 7,609,764		
貸 倒 引 当 金	△ 7,609,764		
前 払 金	481,945,000		
工 事 前 払 金	479,945,000		
そ の 他 前 払 金	2,000,000		
そ の 他 流 動 資 産	58,582,664		
仮払消費税及び地方消費税	58,582,664		
合 計	72,980,406,305	合 計	72,980,406,305

5 令和4年度決算の状況

本年度の下水道事業は、生活環境の改善や河川等公共用水域の水質保全をはかるための汚水整備事業並びに浸水の防除を行う雨水整備事業を計画的に実施しました。

(1) 業務量及び普及状況について

業務量は、有収水量6,935,617 m^3 で前年度に比べ134,401 m^3 増加した一方、処理水量6,773,883 m^3 で前年度に比べ38,771 m^3 減少しました。普及状況については、処理区域面積は1,971.8ha、処理区域内人口は73,082人で前年度に比べそれぞれ、57.5ha、1,749人増加し、普及率は60.3%となりました。また、水洗化人口は61,134人で前年度に比べ1,691人増加し、水洗化率は83.7%となりました。

(2) 財政収支について

財政収支の状況は、収益的収支においては、消費税を除き収入額3,871,340,422円、支出額3,514,551,447円の執行となり、356,788,975円の純利益となりました。

一方、資本的収支においては、収入額3,993,924,600円、支出額5,478,795,458円の執行となり、1,484,870,858円の収支不足となりましたが、減債積立金、損益勘定留保資金等で補填しました。

また、資本的収支の収入において1,639,900,000円、支出において1,710,000,000円を翌年度に繰り越しました。

(3) 建設改良事業及び整備状況について

下水道の整備については、流域関連公共下水道の第4期事業及び第5期事業にかかる汚水幹線築造及び管渠の面整備工事等を行いました。雨水対策としては、勢田川流域等浸水対策実行計画及び下水道ストックマネジメント計画に基づき事業を進めました。

汚水整備事業は、流域関連公共下水道区域において汚水管渠を10,330m、マンホールポンプを8箇所整備し、宇治・中村特定環境保全公共下水道区域においては、汚水管渠を8m整備し、汚水管渠布設延長は、合計で486,102mとなりました。

雨水整備事業は、黒瀬ポンプ場ポンプ増設工事を進めるとともに、桧尻第2排水区雨水幹線排水路の実施設計を行いました。

下水道の施設管理については、吹上ポンプ場他2施設の機械・電気設備の更新工事等を行いました。

伊勢市告示第 172 号

伊勢市農業委員会の臨時総会を次のとおり招集します。

令和 5 年 12 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 令和 5 年 12 月 14 日（木）午後 4 時
- 2 招集の場所 伊勢市立御菌公民館 2 階講堂
- 3 付議すべき事項
 - 議案第 1 号 伊勢市農業委員会会長の互選について
 - 議案第 2 号 伊勢市農業委員会会長職務代理者の互選について
 - 議案第 3 号 伊勢市農地利用最適化推進委員の委嘱について
 - 議案第 4 号 三重県農業会議普通会员の指名について

伊勢市告示第 173 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 5 年 12 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 5 年 11 月 22 日 午前 9 時	小俣駅西駐輪場 (伊勢市小俣町元町地内)	1 台
〃	〃	明野駅南駐輪場 (伊勢市小俣町明野地内)	3 台
〃	令和 5 年 11 月 22 日 午前 10 時 30 分	明野駅西駐輪場 (伊勢市小俣町明野地内)	5 台
〃	〃	明野駅東駐輪場 (伊勢市小俣町明野地内)	1 台
計			10 台

- 2 保管場所

自転車等保管場所(伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内、伊勢市小俣町相合地内又は伊勢市御薊町高向地内)

3 保管期間

告示の日から60日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市教育委員会告示第 12 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和 5 年 12 月 15 日

伊勢市教育委員会
教育長 岡 俊 晴

記

- 1 日 時 令和 5 年 12 月 21 日（木）午後 7 時 00 分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）3 階 大研修室
- 3 会議に付する事件
 - 議案第 48 号 奨学生の決定について
 - 議案第 49 号 外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部改正について
 - 議案第 50 号 伊勢市立図書館システム更新業務受託者選定委員会規則の制定について

伊勢市選挙管理委員会告示第 21 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

令和 5 年 12 月 1 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜 田 節 夫

記

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び同法第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

2,059 人

- 2 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び同法第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

17,152 人

- 3 地方自治法第 76 条第 1 項、同法第 80 条第 1 項、同法第 81 条第 1 項及び同法第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

34,304 人

(参考) 永久選挙人名簿登録者総数 102,910 人

伊勢市農業委員会告示第 14 号

伊勢市農業委員会第 216 回総会を次のとおり招集します。

令和 5 年 12 月 1 日

伊勢市農業委員会
会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和 5 年 12 月 8 日（金）午後 2 時
- 2 招集の場所 伊勢市 御園公民館 2 階 講堂
- 3 付議すべき事項
 - 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 議案第 2 号 事業計画変更承認申請について
 - 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 議案第 5 号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）

伊勢市上下水道事業告示第 22 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 6 条の 2 の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定の更新をしましたので、告示します。

令和 5 年 12 月 6 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所在地	指定年月日	指定有効期限
265	有限会社 大阪屋水道	松阪市東黒部 町 1678 番地 1	令和 5 年 9 月 7 日	令和 10 年 9 月 29 日
267	株式会社 永和	松阪市垣鼻町 1078 番地	令和 5 年 9 月 29 日	令和 10 年 9 月 29 日
268	中川設備	多気郡明和町 上村 90 番地 54	令和 5 年 8 月 22 日	令和 10 年 9 月 29 日
269	松葉設備工業 株式会社	松阪市牛草町 127 番地	令和 5 年 4 月 28 日	令和 10 年 9 月 29 日
270	有限会社 マツヤマ環水	度会郡玉城町 小社曾根 2247 番地	令和 5 年 7 月 31 日	令和 10 年 9 月 29 日
271	有限会社 杉村設備	度会郡大紀町 崎 2432 番地 2	令和 5 年 9 月 14 日	令和 10 年 9 月 29 日
273	有限会社 来人産業	松阪市若葉町 480 番地 1	令和 5 年 9 月 29 日	令和 10 年 9 月 29 日
275	世古口水道	多気郡明和町 大淀 523 番地	令和 5 年 9 月 29 日	令和 10 年 9 月 29 日
276	株式会社 クラシアン	鈴鹿市阿古曾 町 1 番地 16	令和 5 年 5 月 15 日	令和 10 年 9 月 29 日

278	西井水道	伊勢市大倉町 1553 番地 34	令和 5 年 9 月 14 日	令和 10 年 9 月 29 日
280	Water Supply 水工房	松阪市嬉野田 村町 450 番地	令和 5 年 9 月 29 日	令和 10 年 9 月 29 日
283	三鈴工房	伊勢市小俣町 相合 1284 番地 2	令和 5 年 8 月 7 日	令和 10 年 9 月 29 日
284	ササキ設備	津市美里町家 所 8 番地 124	令和 5 年 9 月 29 日	令和 10 年 9 月 29 日
285	南設備	松阪市飯南町 有間野 1310 番 地 1	令和 5 年 9 月 29 日	令和 10 年 9 月 29 日
286	木村水道	志摩市阿児町 鶴方 1065 番地 176	令和 5 年 9 月 29 日	令和 10 年 9 月 29 日
287	株式会社 マスカワ	津市あのみつ台 1 丁目 5 番地 2	令和 5 年 5 月 24 日	令和 10 年 9 月 29 日
288	尾上管工業	松阪市射和町 504 番地 1	令和 5 年 9 月 29 日	令和 10 年 9 月 29 日
289	ホリモト設備	多気郡大台町 江馬 73 番地 3	令和 5 年 5 月 16 日	令和 10 年 9 月 29 日
290	株式会社 ナカムラ設備 工業	多気郡明和町 明星 591 番地 5	令和 5 年 9 月 29 日	令和 10 年 9 月 29 日
291	本田設備	津市安濃町太 田 1664 番地 62	令和 5 年 9 月 29 日	令和 10 年 9 月 29 日
292	栗原左官	度会郡南伊勢 町船越 773 番 地	令和 5 年 7 月 31 日	令和 10 年 9 月 29 日
298	有限会社 金光設備工業	度会郡南伊勢 町五ヶ所浦 206 番地 5	令和 5 年 9 月 29 日	令和 10 年 9 月 29 日
299	有限会社 光産業	松阪市高須町 2870 番地	令和 5 年 5 月 10 日	令和 10 年 9 月 29 日
301	海老屋建設 株式会社	伊勢市小俣町 元町 411 番地	令和 5 年 5 月 24 日	令和 10 年 9 月 29 日

303	江藤設備	伊勢市二見町 荘 1793 番地 1	令和 5 年 4 月 28 日	令和 10 年 9 月 29 日
305	ブヘヤ	多気郡明和町 北藤原 277 番 地	令和 5 年 6 月 30 日	令和 10 年 9 月 29 日
306	株式会社 三重水道セン ター	四日市市大字 羽津 4636 番地 2	令和 5 年 6 月 30 日	令和 10 年 9 月 29 日
308	殿本設備工業 株式会社	松阪市船江町 826 番地 3	令和 5 年 9 月 29 日	令和 10 年 9 月 29 日
309	株式会社 イースマイル	大阪府大阪市 中央区瓦屋町 3 丁目 7 番地 3	令和 5 年 6 月 30 日	令和 10 年 9 月 29 日
311	有限会社 タケスイ設備	四日市市大字 茂福 282 番地 2	令和 5 年 9 月 29 日	令和 10 年 9 月 29 日
313	西谷設備工業	伊勢市小俣町 明野 687 番地 30	令和 5 年 7 月 12 日	令和 10 年 9 月 29 日
314	森設備	伊勢市大湊町 165 番地 1	令和 5 年 5 月 15 日	令和 10 年 9 月 29 日
317	株式会社 山下	度会郡度会町 南中村 922 番 地	令和 5 年 7 月 31 日	令和 10 年 9 月 29 日
318	ムラキ設備	度会郡玉城町 宮古 1414 番地 4	令和 5 年 5 月 15 日	令和 10 年 9 月 29 日
320	黒部水道工業 所	松阪市西黒部 町 383 番地 1	令和 5 年 7 月 18 日	令和 10 年 9 月 29 日
321	株式会社 西山組	伊勢市宮後 2 丁目 12 番地 34	令和 5 年 8 月 30 日	令和 10 年 9 月 29 日
323	株式会社 喜田設備工業	鈴鹿市寺家町 1499 番地 3	令和 5 年 5 月 11 日	令和 10 年 9 月 29 日
325	五十嵐設備	津市河芸町上 野 3339 番地 37	令和 5 年 9 月 29 日	令和 10 年 9 月 29 日
327	三重シンリョ ー設備 株式会社	津市雲出本郷 町 1805 番地 25	令和 5 年 4 月 28 日	令和 10 年 9 月 29 日

伊勢市上下水道事業告示第 23 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

令和 5 年 12 月 6 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
435	有限会社 新和工業	津市河芸町影重 918 番地 3	令和 5 年 6 月 21 日
436	株式会社 プラマーズ	松阪市嬉野上野町 1798 番地 2	令和 5 年 7 月 5 日
437	有限会社 中森建設	度会郡玉城町妙法寺東長 558 番地	令和 5 年 7 月 31 日

伊勢市上下水道事業告示第 24 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 9 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定を次のとおり取り消しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

令和 5 年 12 月 6 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定取消し年月日
135	株式会社 せこ住研	度会郡玉城町蚊野 2633 番地	令和 5 年 8 月 16 日

伊勢市上下水道事業告示第 25 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

令和 5 年 12 月 6 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所在地	指定年月日	指定有効期限
413	有限会社 新和工業	津市河芸町影重 918 番地 3	令和 5 年 6 月 27 日	令和 10 年 6 月 27 日
414	株式会社 プラマーズ	松阪市嬉野上野 町 1798 番地 2	令和 5 年 6 月 29 日	令和 10 年 6 月 29 日
415	三洋テクノ 株式会社	伊勢市御菌町長 屋 1351 番地 1	令和 5 年 7 月 14 日	令和 10 年 7 月 14 日
416	株式会社 杉山建設	伊勢市宇治浦田 2 丁目 17 番 9	令和 5 年 8 月 16 日	令和 10 年 8 月 16 日

伊勢市上下水道事業告示第 26 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 17 号)第 7 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者から給水装置工事業の事業の廃止の届出があったので、次のとおり告示します。

令和 5 年 12 月 6 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所在地	廃止年月日
295	マルヒロ産業 株式会社	伊勢市小俣町宮前 138 番地	令和 5 年 4 月 24 日
371	杉山建設	伊勢市宇治浦田 2 丁目 17 番地 9	令和 5 年 8 月 2 日
274	有限会社 ティー・エム・シー	津市安濃町戸島 806 番地	令和 5 年 9 月 29 日

伊勢市上下水道事業告示第 27 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

令和 5 年 12 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所在地	指定年月日	指定有効期限
417	水谷水道 工業所	志摩市浜島町浜 島 3217 番地	令和 5 年 12 月 5 日	令和 10 年 12 月 5 日

伊勢市上下水道事業告示第 28 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、令和 5 年 12 月 15 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

令和 5 年 12 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
令和 6 年 1 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域
常磐町、浦口 4 丁目、小俣町相合、小俣町湯田及び小俣町元町の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町 1126 番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

伊勢市公告第 71 号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同項の規定により公告します。

令和 5 年 12 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 72 号

(仮称) スマートシティ伊勢推進構想を策定したいので、伊勢市政策意見提出制度(パブリック・コメント制度)実施要綱(平成 17 年 11 月 1 日施行)第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり(仮称)スマートシティ伊勢推進構想(案)を公表します。

なお、(仮称)スマートシティ伊勢推進構想(案)について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

令和 5 年 12 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する計画案

(仮称) スマートシティ伊勢推進構想(案)

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置くとともに、市のホームページに掲載して縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (2) 情報戦略局デジタル政策課
- (3) 総務部総務課
- (4) 二見総合支所生活福祉課
- (5) 小俣総合支所生活福祉課
- (6) 御薊総合支所生活福祉課
- (7) 神社支所
- (8) 大湊支所

- (9) 宮本支所
- (10) 浜郷支所
- (11) 豊浜支所
- (12) 北浜支所
- (13) 城田支所
- (14) 四郷支所
- (15) 沼木支所
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) いせ市民活動センター

3 縦覧期間

自 令和5年12月1日（金）

至 令和6年1月4日（木）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができる者

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する者

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、1の計画案に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「（仮称）スマートシティ伊勢

推進構想（案）」に対する意見として、伊勢市情報戦略局デジタル政策課に持参、郵送、ファクシミリ、電子メール又はインターネットを利用する方法（電子メールを除く。）で提出してください。

[提出先]

伊勢市情報戦略局デジタル政策課 伊勢市役所本庁舎東館4階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵1丁目7番29号 伊勢市役所 デジタル政策課

ファクシミリ 0596-21-0424

電子メール digital@city.ise.mie.jp

インターネットを利用する方法（電子メールを除く。）

<https://logoform.jp/form/Ezfd/431843>

(3) 意見の提出期限

令和6年1月4日（木）【必着】

(4) 問合せ先

伊勢市情報戦略局デジタル政策課 電話 0596-21-5569

伊勢市公告第 73 号

第 3 次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョンを定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり第 3 次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）を公表します。

なお、第 3 次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

令和 5 年 12 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する計画案

第 3 次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置くとともに、市のホームページに掲載して縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (2) 情報戦略局企画調整課
- (3) 総務部総務課
- (4) 二見総合支所生活福祉課
- (5) 小俣総合支所生活福祉課
- (6) 御薊総合支所生活福祉課
- (7) 神社支所
- (8) 大湊支所

- (9) 宮本支所
- (10) 浜郷支所
- (11) 豊浜支所
- (12) 北浜支所
- (13) 城田支所
- (14) 四郷支所
- (15) 沼木支所
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) いせ市民活動センター
- (21) 鳥羽市役所 企画財政課
- (22) 鳥羽市役所 市民課
- (23) 鳥羽市保健福祉センター
- (24) 鳥羽市役所 坂手連絡所
- (25) 鳥羽市役所 加茂連絡所
- (26) 鳥羽市役所 鏡浦連絡所
- (27) 鳥羽市役所 長岡連絡所
- (28) 鳥羽市役所 桃取連絡所
- (29) 鳥羽市役所 答志連絡所
- (30) 鳥羽市役所 菅島連絡所
- (31) 鳥羽市役所 神島連絡所
- (32) 鳥羽市立図書館
- (33) 志摩市役所 総合政策課
- (34) 玉城町役場 総務政策課

- (35) 度会町役場 市民ホール
- (36) 度会町役場 みらい安心課
- (37) 大紀町役場 総務企画課
- (38) 南伊勢町役場 南勢庁舎
- (39) 南伊勢町役場 南島庁舎
- (40) 明和町役場 まちづくり戦略課

3 縦覧期間

自 令和5年12月1日（金）

至 令和6年1月4日（木）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができる者

ア 伊勢志摩圏域（伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町及び明和町により形成される圏域をいう。以下同じ。）内に住所を有する者

イ 伊勢志摩圏域内に事務所又は事業所を有する者

ウ 伊勢志摩圏域内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 伊勢志摩圏域内に存する学校に在学する者

オ 伊勢志摩圏域内の市町に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、1の計画案に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「第3次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）」に対する意見として、伊勢市情報戦略局企画調整課に持参、郵送、ファクシミリ、電子メール又はインターネットを利用する方法（電子メールを除く。）で提出してください。

[提出先]

伊勢市情報戦略局企画調整課 伊勢市役所本館 2階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵1丁目7番29号 伊勢市役所 企画調整課

ファクシミリ 0596-21-5522

電子メール kikaku-cyousei@city.ise.mie.jp

インターネットを利用する方法（電子メールを除く。）

<https://logoform.jp/form/EzfD/413547>

(3) 意見の提出期限

令和6年1月4日（木）【必着】

(4) 問合せ先

伊勢市情報戦略局企画調整課 電話 0596-21-5548

伊勢市公告第 74 号

伊勢市人権施策基本方針を変更したいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市人権施策基本方針（案）を公表します。

なお、伊勢市人権施策基本方針（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

令和 5 年 12 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する計画案

伊勢市人権施策基本方針（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置くとともに、市のホームページに掲載して縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (2) 伊勢市環境生活部人権政策課
- (3) 伊勢市総務部総務課
- (4) 二見総合支所生活福祉課
- (5) 小俣総合支所生活福祉課
- (6) 御薊総合支所生活福祉課
- (7) 神社支所
- (8) 大湊支所

- (9) 宮本支所
- (10) 浜郷支所
- (11) 豊浜支所
- (12) 北浜支所
- (13) 城田支所
- (14) 四郷支所
- (15) 沼木支所
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) いせ市民活動センター
- (21) 黒瀬市民館
- (22) 朝熊市民館

3 縦覧期間

自 令和5年12月1日（金）

至 令和6年1月4日（木）

4 意見の提出

- (1) 意見を提出することができる者
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内に事務所又は事業所を有する者
 - ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 市内に存する学校に在学する者
 - オ 本市に対して納税義務を有する者
 - カ アからオまでに掲げるもののほか、1の計画案に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「伊勢市人権施策基本方針(案)」に対する意見として伊勢市環境生活部人権政策課に持参、郵送、ファクシミリ、電子メール又はインターネットを利用する方法（電子メールを除く。）で提出してください。

[提出先]

伊勢市環境生活部人権政策課 伊勢市役所本庁舎東館 2階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵1丁目7番29号 伊勢市役所 人権政策課

ファクシミリ 0596-21-5555

電子メール jinken@city.ise.mie.jp

インターネットを利用する方法（電子メールを除く。）

<https://logoform.jp/form/Ezfd/417634>

(3) 意見の提出期限

令和6年1月4日（木）【必着】

(4) 問合せ先

伊勢市環境生活部人権政策課 電話 0596-21-5545

伊勢市公告第 75 号

伊勢市第 10 次老人福祉計画・第 9 期介護保険事業計画を策定したいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市第 10 次老人福祉計画・第 9 期介護保険事業計画（案）を公表します。

なお、伊勢市第 10 次老人福祉計画・第 9 期介護保険事業計画（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

令和 5 年 12 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する計画案

伊勢市第 10 次老人福祉計画・第 9 期介護保険事業計画（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置くとともに、市のホームページに掲載して縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (2) 健康福祉部介護保険課
- (3) 健康福祉部福祉総合支援センター
- (4) 総務部総務課
- (5) 二見総合支所生活福祉課
- (6) 小俣総合支所生活福祉課
- (7) 御薊総合支所生活福祉課
- (8) 神社支所

- (9) 大湊支所
- (10) 宮本支所
- (11) 浜郷支所
- (12) 豊浜支所
- (13) 北浜支所
- (14) 城田支所
- (15) 四郷支所
- (16) 沼木支所
- (17) 伊勢市立伊勢図書館
- (18) 伊勢市立小俣図書館
- (19) 伊勢市生涯学習センター
- (20) 伊勢市二見生涯学習センター
- (21) 伊勢市ハートプラザみその
- (22) 伊勢市福祉健康センター

3 縦覧期間

自 令和5年12月1日（金）

至 令和6年1月4日（木）

4 意見の提出

- (1) 意見を提出することができる者
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内に事務所又は事業所を有する者
 - ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 市内に存する学校に在学する者
 - オ 本市に対して納税義務を有する者
 - カ アからオまでに掲げるもののほか、1の計画案に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「伊勢市第10次老人福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）」に対する意見として、伊勢市健康福祉部介護保険課に持参、郵送、ファクシミリ、電子メール又はインターネットを利用する方法（電子メールを除く。）で提出してください。

[提出先]

伊勢市健康福祉部介護保険課 伊勢市役所本庁舎東館1階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵1丁目7番29号 伊勢市役所 介護保険課

ファクシミリ 0596-20-8555

電子メール kaigo@city.ise.mie.jp

インターネットを利用する方法（電子メールを除く。）

<https://logoform.jp/form/Ezfd/419065>

(3) 意見の提出期限

令和6年1月4日（木）【必着】

(4) 問合せ先

伊勢市健康福祉部介護保険課 電話 0596-21-5560

伊勢市公告第 76 号

伊勢市第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画を作成したいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画（案）を公表します。

なお、伊勢市第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

令和 5 年 12 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する計画案

伊勢市第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置くとともに、市のホームページに掲載して縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (2) 健康福祉部高齢・障がい福祉課
- (3) 総務部総務課
- (4) 健康福祉部福祉総合支援センター
- (5) 健康福祉部こども発達支援室
- (6) 二見総合支所生活福祉課
- (7) 小俣総合支所生活福祉課
- (8) 御園総合支所生活福祉課

- (9) 神社支所
- (10) 大湊支所
- (11) 宮本支所
- (12) 浜郷支所
- (13) 豊浜支所
- (14) 北浜支所
- (15) 城田支所
- (16) 四郷支所
- (17) 沼木支所
- (18) 伊勢市立伊勢図書館
- (19) 伊勢市立小俣図書館
- (20) 伊勢市生涯学習センター
- (21) 伊勢市二見生涯学習センター
- (22) 伊勢市ハートプラザみその
- (23) 伊勢市福祉健康センター

3 縦覧期間

自 令和5年12月1日（金）

至 令和6年1月4日（木）

4 意見の提出

- (1) 意見を提出することができる者
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内に事務所又は事業所を有する者
 - ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 市内に存する学校に在学する者
 - オ 本市に対して納税義務を有する者
 - カ アからオまでに掲げるもののほか、1の計画案に利害関係を有す

る者

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「伊勢市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（案）」に対する意見として、伊勢市健康福祉部高齢・障がい福祉課に持参、郵送、ファクシミリ、電子メール又はインターネットを利用する方法（電子メールを除く。）で提出してください。

[提出先]

伊勢市健康福祉部高齢・障がい福祉課 伊勢市役所本庁舎東館1階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵1丁目7番29号 伊勢市役所 高齢・障がい福祉課

ファクシミリ 0596-20-8555

電子メール syougai@city.ise.mie.jp

インターネットを利用する方法（電子メールを除く。）

<https://logoform.jp/form/Ezfd/424182>

(3) 意見の提出期限

令和6年1月4日（木）【必着】

(4) 問合せ先

伊勢市健康福祉部高齢・障がい福祉課 電話 0596-21-5558

伊勢市公告第 77 号

第 4 期伊勢市地域福祉計画・伊勢市地域福祉活動計画を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり第 4 期伊勢市地域福祉計画・伊勢市地域福祉活動計画（案）を公表します。

なお、第 4 期伊勢市地域福祉計画・伊勢市地域福祉活動計画（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

令和 5 年 12 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する計画案

第 4 期伊勢市地域福祉計画・伊勢市地域福祉活動計画（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置くとともに、市のホームページに掲載して縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (2) 健康福祉部福祉総合支援センター
- (3) 総務部総務課
- (4) 二見総合支所生活福祉課
- (5) 小俣総合支所生活福祉課
- (6) 御菌総合支所生活福祉課
- (7) 神社支所
- (8) 大湊支所

- (9) 宮本支所
- (10) 浜郷支所
- (11) 豊浜支所
- (12) 北浜支所
- (13) 城田支所
- (14) 四郷支所
- (15) 沼木支所
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) 伊勢市ハートプラザみその
- (21) 伊勢市福祉健康センター

3 縦覧期間

自 令和5年12月1日（金）

至 令和6年1月4日（木）

4 意見の提出

- (1) 意見を提出することができる者
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内に事務所又は事業所を有する者
 - ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 市内に存する学校に在学する者
 - オ 本市に対して納税義務を有する者
 - カ アからオまでに掲げるもののほか、1の計画案に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「第4期伊勢市地域福祉計画・伊勢市地域福祉活動計画（案）」に対する意見として、伊勢市健康福祉部福祉総合支援センターに持参、郵送、ファクシミリ、電子メール又はインターネットを利用する方法（電子メールを除く。）で提出してください。

[提出先]

伊勢市健康福祉部福祉総合支援センター MiraISE 7階

郵送 〒516-0072

伊勢市宮後1丁目1番35号 伊勢市健康福祉部福祉総合支援センター

ファクシミリ 0596-63-5420

電子メール fukushi-sougou@city.ise.mie.jp

インターネットを利用する方法（電子メールを除く。）

<https://logoform.jp/form/EzFD/418813>

(3) 意見の提出期限

令和6年1月4日（木）【必着】

(4) 問合せ先

伊勢市健康福祉部福祉総合支援センター 電話 0596-21-5712

伊勢市公告第 78 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定により、伊勢市農業振興地域整備計画を次のとおり変更しましたので公告します。

なお、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 2 項の規定による意見書の提出及び同条第 3 項の規定による異議の申出はありませんでした。

令和 5 年 12 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 79 号

下記森林について、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、経営管理権集積計画を定めましたので、同法第 7 条第 1 項の規定により公告します。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記の縦覧場所において縦覧に供します。

令和 5 年 12 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班	小班	地目	面積 (ha)	経営管理権 の存続期間
R 5 - 1	伊勢市浦口町 802 番地	1047	1 ~ 16	保安林	8.62	令和 5 年 12 月 1 日から 令和 10 年 11 月 30 日まで
	伊勢市浦口町 822 番地	1047	2、3	保安林		
	伊勢市二俣町 469 番地	1047	9	保安林		
	伊勢市二俣町 564 番地 1	1047	20、21	山林		
	伊勢市二俣町 567 番地 2	1047	21	山林		
	伊勢市二俣町 576 番地	1047	20	保安林		
R 5 - 2	伊勢市常磐町 30 番地 1	1047	10	山林	3.21	

	伊勢市常磐町 40 番地 2	1047	1 ~ 24	山林	
R 5 - 3	伊勢市常磐町 31 番地 3	1047	11	山林	0.91
	伊勢市常磐町 31 番地 4	1047	11	山林	
	伊勢市常磐町 32 番地	1047	11	畑	
	伊勢市常磐町 40 番地 1	1047	6、9、 10	山林	

2 縦覧場所 産業観光部農林水産課及び伊勢市のウェブサイト

3 その他 本公告により、伊勢市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定されます。

伊勢市公告第 80 号

第 2 次伊勢市自殺対策推進計画を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり第 2 次伊勢市自殺対策推進計画（案）を公表します。

なお、第 2 次伊勢市自殺対策推進計画（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

令和 5 年 12 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する計画案

第 2 次伊勢市自殺対策推進計画（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置くとともに、市のホームページに掲載して縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (2) 健康福祉部健康課
- (3) 総務部総務課
- (4) 二見総合支所生活福祉課
- (5) 小俣総合支所生活福祉課
- (6) 御菌総合支所生活福祉課
- (7) 神社支所
- (8) 大湊支所

- (9) 宮本支所
- (10) 浜郷支所
- (11) 豊浜支所
- (12) 北浜支所
- (13) 城田支所
- (14) 四郷支所
- (15) 沼木支所
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) 伊勢市ハートプラザみその
- (21) 伊勢市福祉健康センター

3 縦覧期間

自 令和5年12月1日（金）

至 令和6年1月4日（木）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができる者

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する者

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、1の計画案に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「第2次伊勢市自殺対策推進計画(案)」に対する意見として、伊勢市健康福祉部健康課に持参、郵送、ファクシミリ、電子メール又はインターネットを利用する方法(電子メールを除く。)で提出してください。

[提出先]

伊勢市健康福祉部健康課 MiraISE 5階

郵送 〒516-0072

伊勢市宮後1丁目1番35号 伊勢市健康福祉部健康課

ファクシミリ 0596-21-0683

電子メール ise-hset@city.ise.mie.jp

インターネットを利用する方法(電子メールを除く。)

<https://logoform.jp/form/Ezfd/426503>

(3) 意見の提出期限

令和6年1月4日(木)【必着】

(4) 問合せ先

伊勢市健康福祉部健康課 電話 0596-27-2435

伊勢市公告第 81 号

河崎 3 地域内、二見町 1 地域内、神久 3 ②地域内及び神久 4 ①地域内の土地について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）による地籍調査を行い、地図及び簿冊を作成したので、同法第 17 条第 1 項の規定により公告します。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供します。

令和 5 年 12 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 地図及び簿冊の名称

河崎 3（河崎 3 丁目及び神久 3 丁目）、二見町 1（二見町荘及び二見町西）、神久 3 ②（神久 3 丁目）及び神久 4 ①（神久 4 丁目）の地籍図及び地籍簿

2 閲覧期間

令和 5 年 12 月 5 日から令和 5 年 12 月 25 日まで。ただし、令和 5 年 12 月 16 日、令和 5 年 12 月 17 日、令和 5 年 12 月 23 日及び令和 5 年 12 月 24 日を除く。

3 閲覧時間

午前 9 時 30 分から午後 3 時まで

4 閲覧場所

都市整備部用地課及び伊勢市立二見公民館

ただし、令和 5 年 12 月 11 日、令和 5 年 12 月 18 日及び令和 5 年 12 月 25 日は都市整備部用地課のみ、令和 5 年 12 月 9 日及び令和 5 年 12 月 10

日は伊勢市立二見公民館のみ。

- 5 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、伊勢市に対し訂正の申出をすることができます。
- 6 誤り等訂正の申出は、書面によることとなっているので、各自印章を持参してください。
- 7 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付します。

伊勢市公告第 82 号

公 示 送 達

下記の者の令和 5 年度国民健康保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部医療保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 5 年 12 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所	記号番号
省略	省略	省略

伊勢市公告第 83 号

公売公告兼見積価額公告

下記により差押財産を公売するので、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 95 条及び第 99 条の規定により公告します。

なお、この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書（伊勢市総務部収納推進課に用意してあります。）によりその内容を申し出てください。

令和 5 年 12 月 15 日

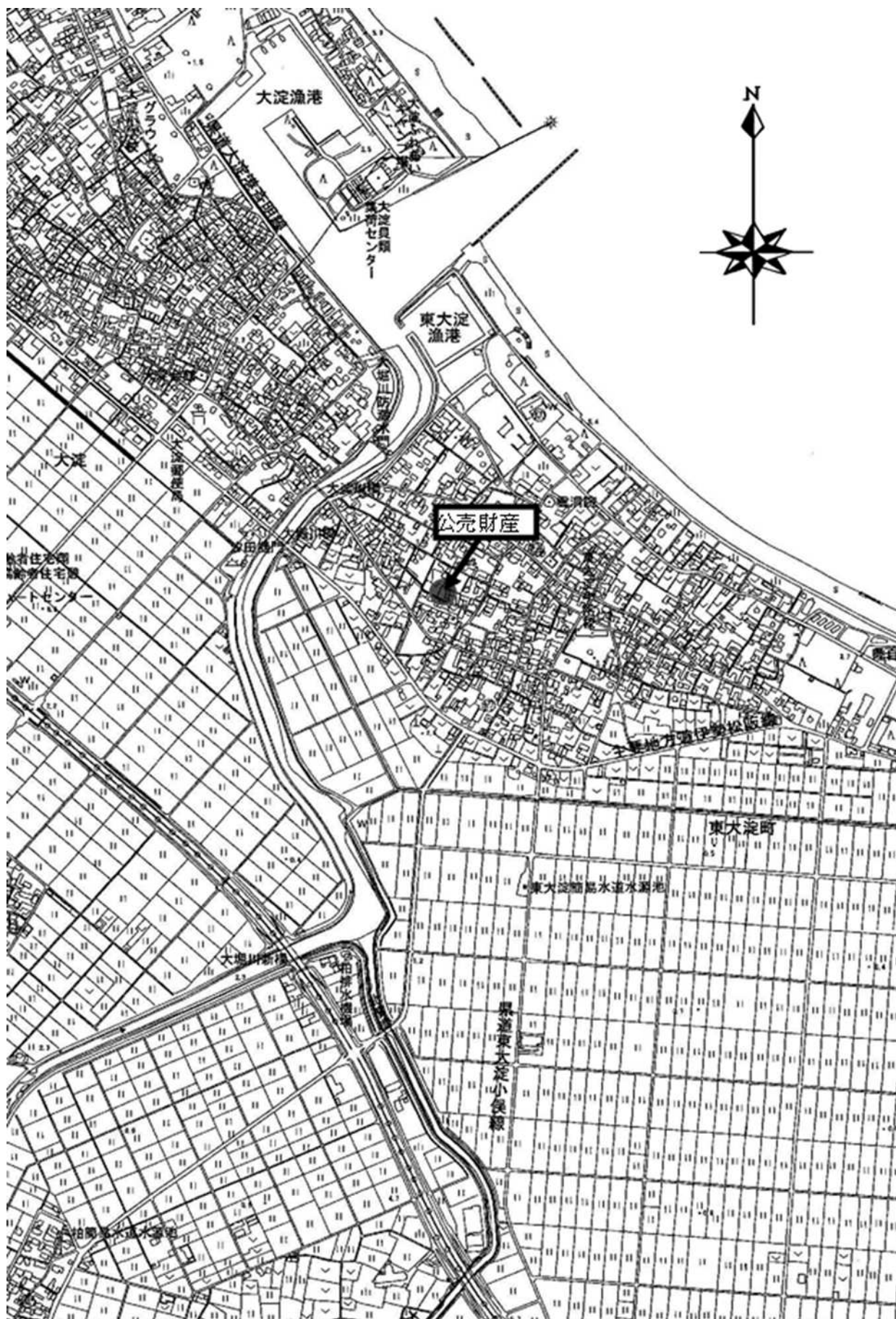
伊勢市長 鈴木 健 一

記

公 売 財 産	別紙「公売財産概要書」のとおり	
公 売 方 法	期間入札	
公売の 日 時	公売参加 申込期間	令和 6 年 1 月 11 日（木）13 時 00 分から 令和 6 年 1 月 30 日（火）23 時 00 分まで
	入札期間	令和 6 年 2 月 6 日（火）13 時 00 分から 令和 6 年 2 月 13 日（火）13 時 00 分まで
公 売 の 場 所	紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上	
売却決定期日	令和 6 年 3 月 5 日（火）13 時 00 分	
売却決定の場所	伊勢市総務部収納推進課	
買 受 代 金 の 納 付 の 期 限	令和 6 年 3 月 5 日（火）14 時 30 分まで	
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件	国税徴収法第 92 条及び第 108 条に該当する者を除きます。	
見 積 価 額	490,000 円	
公 売 保 証 金	50,000 円	
そ の 他	「伊勢市インターネット公売ガイドライン」を参照のこと。	
(注) 次順位買受申込者制度が適用され、次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が異なることがあります。		

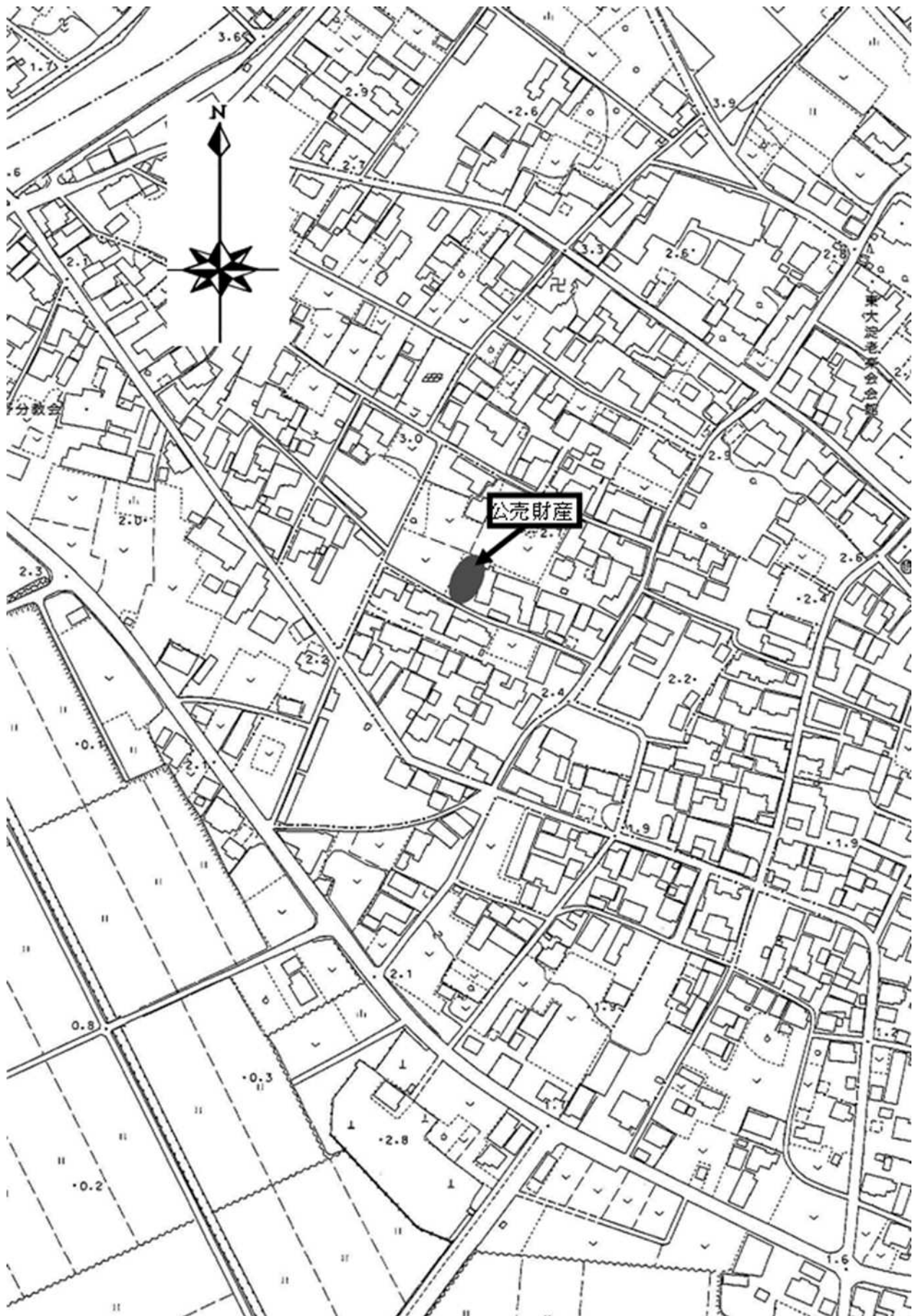
公 売 財 産 概 要 書

売却 区分 番号	S 5 - 2
公 売 財 産 の 表 示	<p>(土地の表示)</p> <p>1 所 在 伊勢市東大淀町字西ノ山</p> <p>地 番 151 番 2</p> <p>地 目 宅地</p> <p>地 積 287.83 m²</p>
見積 価額	490,000 円
公売 保証 金	50,000 円
公 売 条 件 等	<p>1 地目・地積は登記簿による。</p> <p>2 境界については隣接土地所有者と協議すること。</p> <p>3 公売財産は、大堀川河口付近右岸隣接の臨海部にあつて、主要地方道伊勢松阪線を直接主幹となす東大淀地区農漁家集落地域に所在する。</p> <p>4 公売財産は、令和2年6月29日現在、雑種地として利用されている。</p> <p>5 公売財産は南西側で公道（建築基準法第42条2項道路・幅員約2.0m・舗装）に接する。</p> <p>6 上水道引込みあり</p> <p>7 公売財産の南端中央～西部に中部電力パワーグリッド株式会社所有の電柱（支線あり）が1本所在する。</p> <p>8 津波浸水予測区域内 （三重県 ハザードマップ（災害予測図）一覧 津波浸水予測図平成25年度版）</p> <p>9 都市計画法 非線引都市計画区域 用途無指定 指定建ぺい率 60% 指定容積率 200% 特定用途制限地域（第二種田園・集落地区）</p> <p>10 消費税及び地方消費税については非課税財産である。</p>



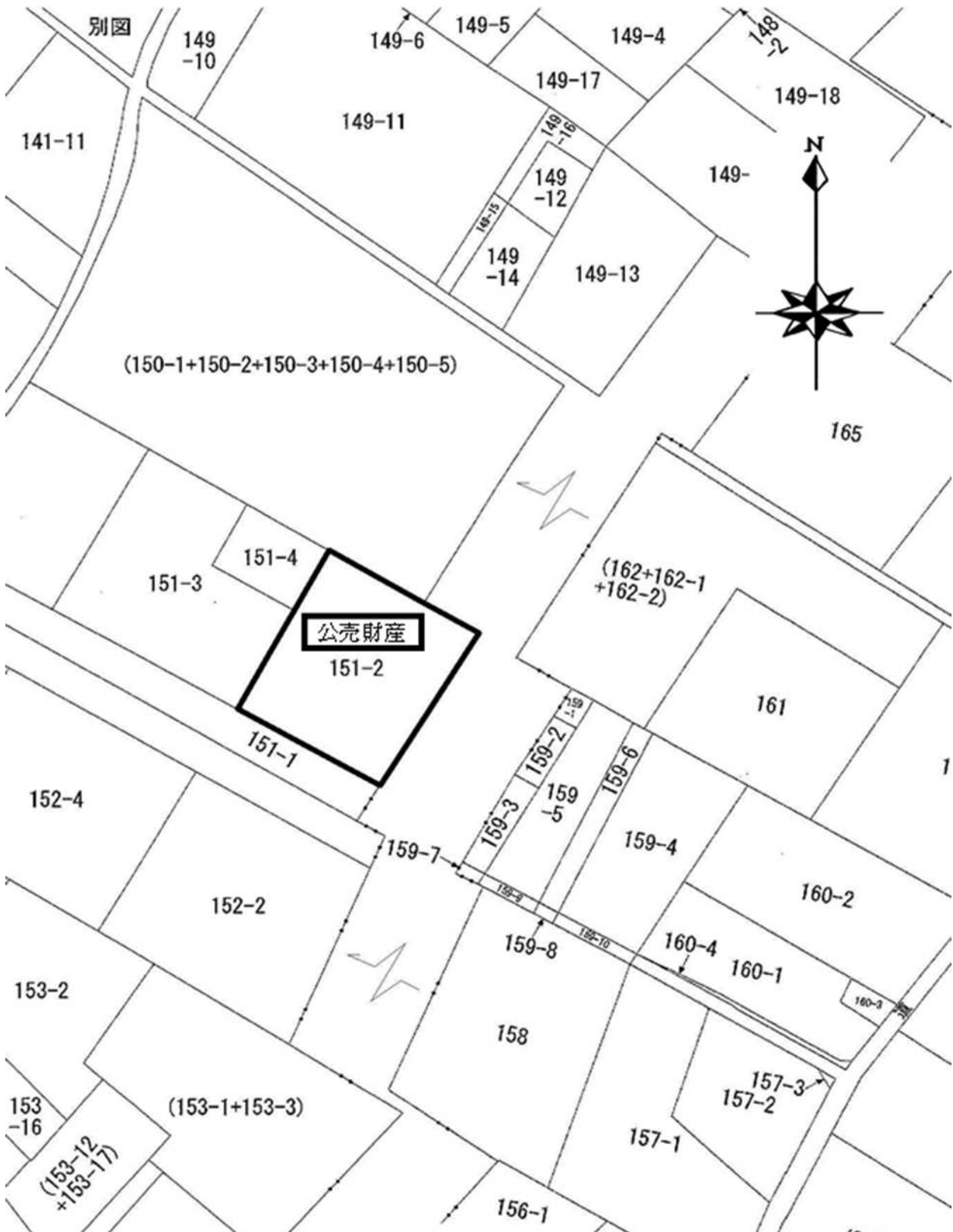
売却区分番号 S5-2

所在図



売却区分番号 S5-2

土地参考図 (公図集合)







伊勢市上下水道事業公告第5号

伊勢市水道事業ビジョン（中間見直し）を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成17年11月1日施行）第5条第3項の規定により、次のとおり伊勢市水道事業ビジョン（中間見直し）（案）を公表します。

なお、伊勢市水道事業ビジョン（中間見直し）（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

令和5年12月1日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する計画案

伊勢市水道事業ビジョン（中間見直し）（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置くとともに、市のホームページに掲載して縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市役所本館1階市民ホール
- (2) 伊勢市上下水道部上水道課
- (3) 総務部総務課
- (4) 二見総合支所生活福祉課
- (5) 小俣総合支所生活福祉課
- (6) 御菌総合支所生活福祉課
- (7) 神社支所
- (8) 大湊支所

- (9) 宮本支所
- (10) 浜郷支所
- (11) 豊浜支所
- (12) 北浜支所
- (13) 城田支所
- (14) 四郷支所
- (15) 沼木支所
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) いせ市民活動センター

3 縦覧期間

自 令和5年12月1日（金）

至 令和6年1月4日（木）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができるもの

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する者

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、1の計画案に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「伊勢市水道事業ビジョン（中

間見直し) (案)」に対する意見として、伊勢市上下水道部上水道課に持参、郵送、ファクシミリ、電子メール又はインターネットを利用する方法（電子メールを除く。）で提出してください。

[提出先]

伊勢市上下水道部上水道課 伊勢市二見総合支所 3階

郵送 〒519-0696

伊勢市二見町茶屋 420 番地 1 伊勢市上下水道部上水道課

ファクシミリ 0596-42-1540

電子メール suidou@city.ise.mie.jp

インターネットを利用する方法（電子メールを除く。）

<https://logoform.jp/form/Ezfd/418441>

(3) 意見の提出期限

令和6年1月4日（木）【必着】

(4) 問合せ先

伊勢市上下水道部上水道課 電話 0596-42-1508

伊勢市上下水道事業公告第6号

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成17年伊勢市条例第177号)第5条の規定により、次のとおり公共下水道事業受益者負担金の令和6年度賦課対象区域を定めたので公告します。

令和5年12月15日

伊勢市長 鈴木 健 一

令和6年度賦課対象区域

1 いせ第4負担区

宮後2丁目、一之木2丁目、大世古2丁目、常磐町、浦口3丁目、浦口4丁目、辻久留1丁目の各一部

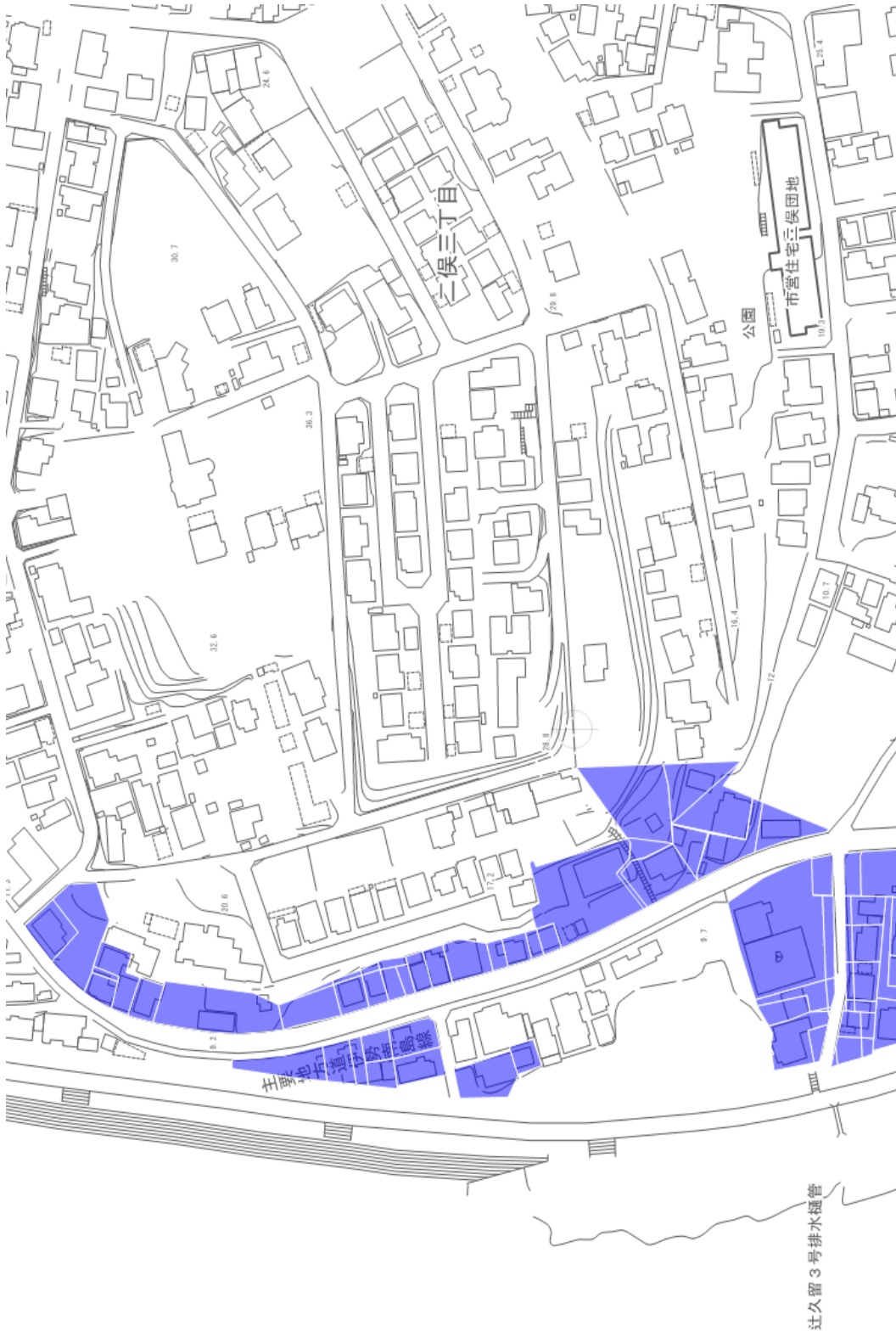
2 第5負担区

宇治浦田3丁目、桜木町、辻久留2丁目、辻久留3丁目、神田久志本町、神久6丁目、勢田町、藤里町、磯町の各一部

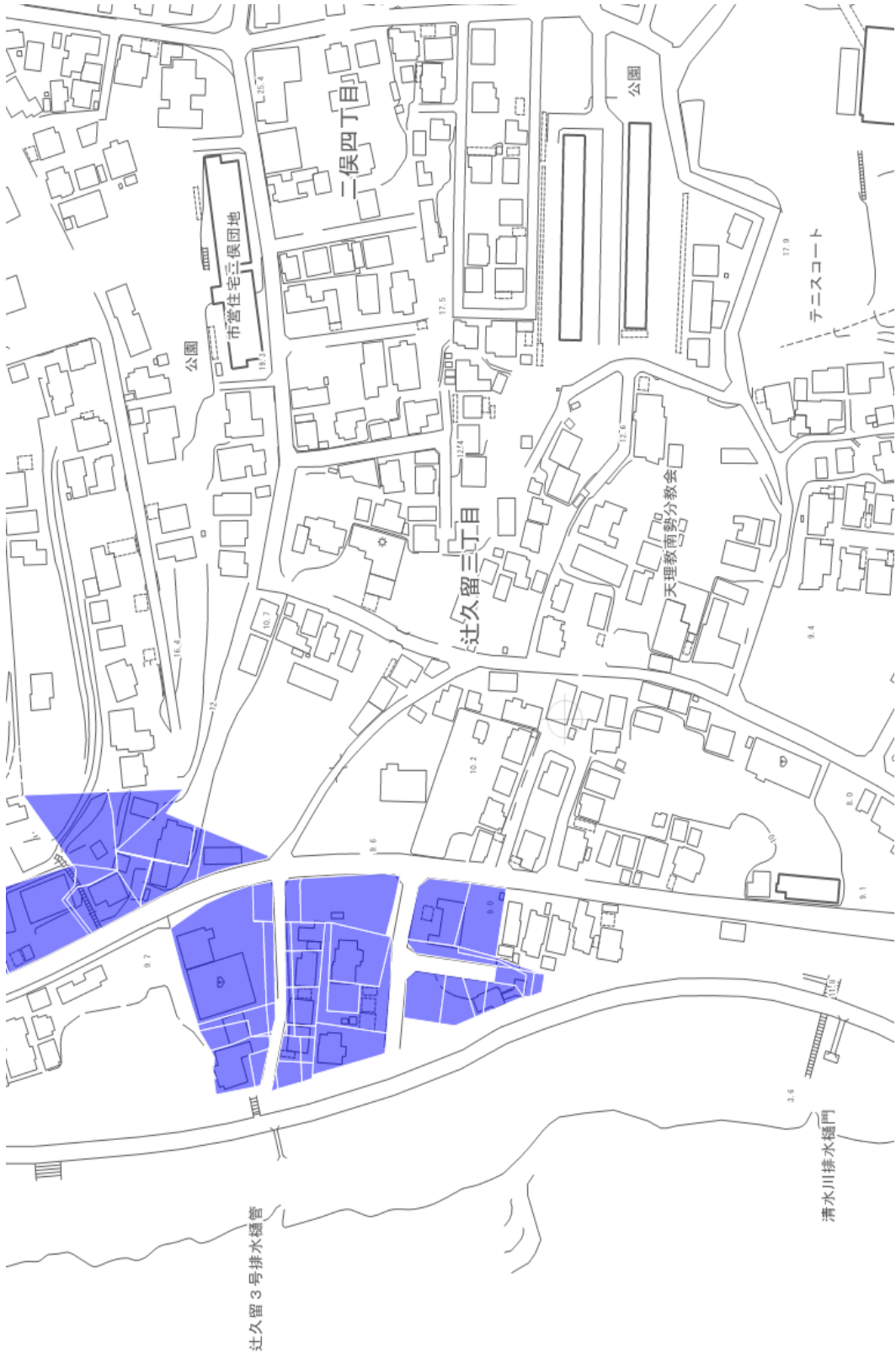


令和6年度 賦課対象区域

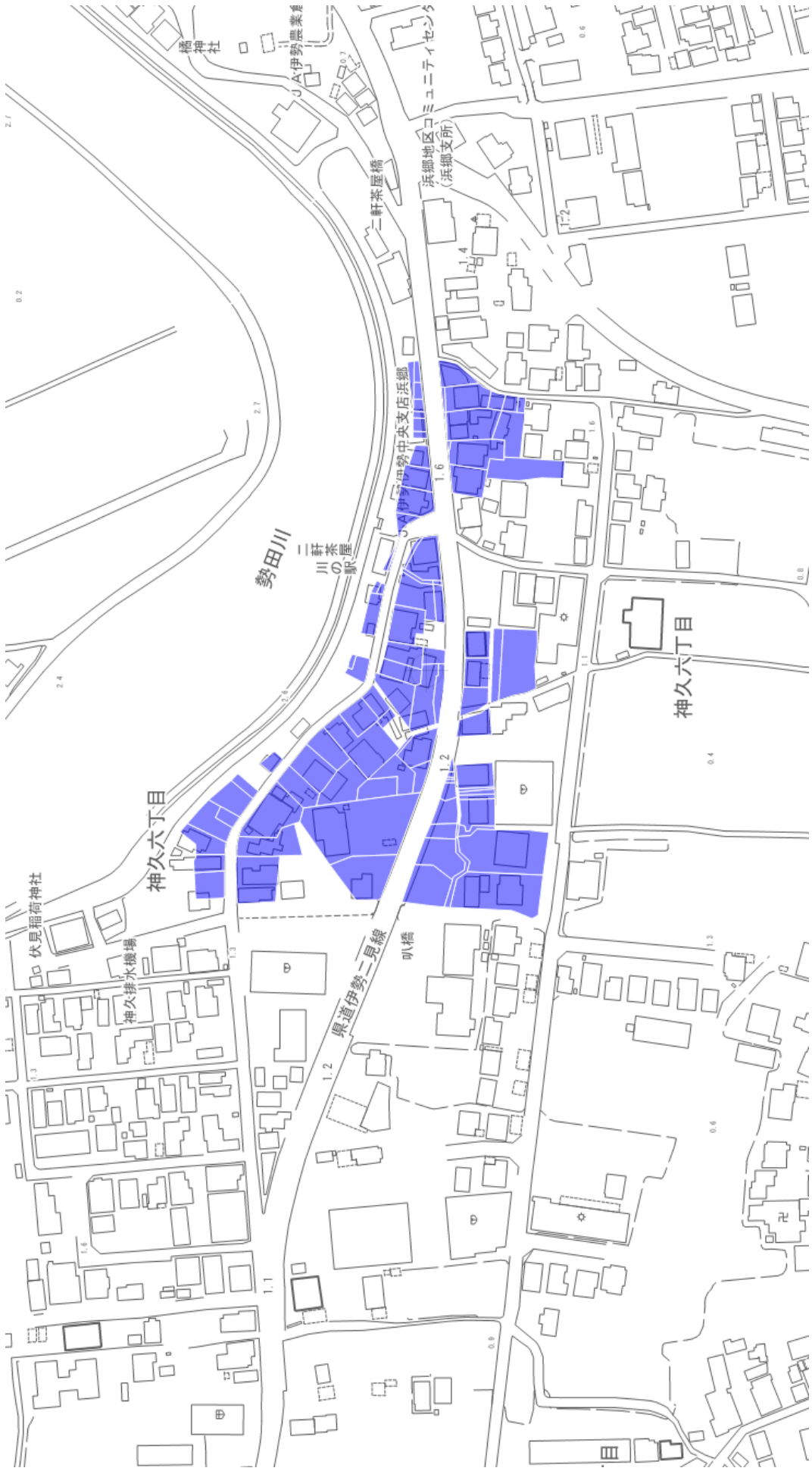
別図 磯町



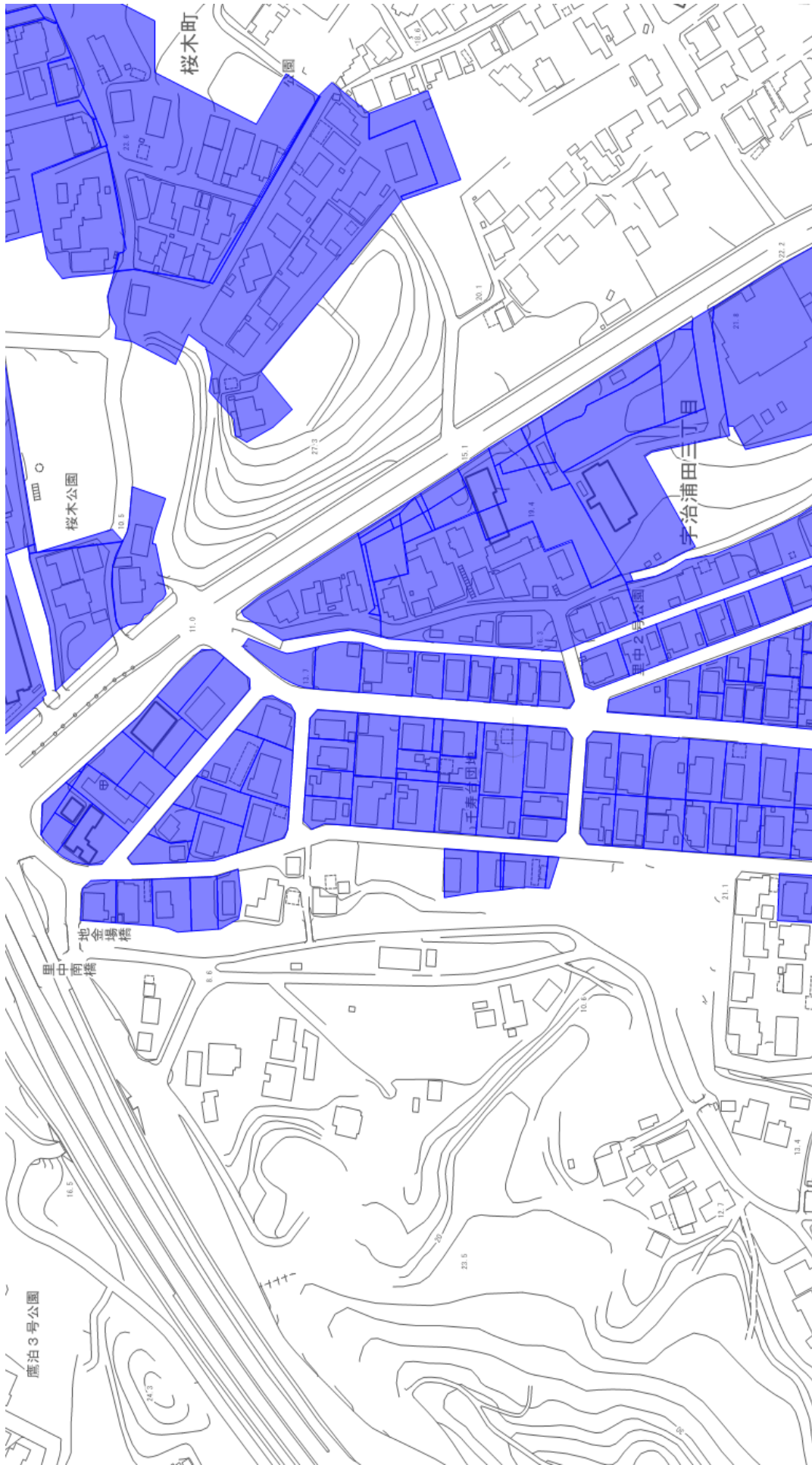
令和6年度 賦課対象区域



令和6年度 賦課対象区域

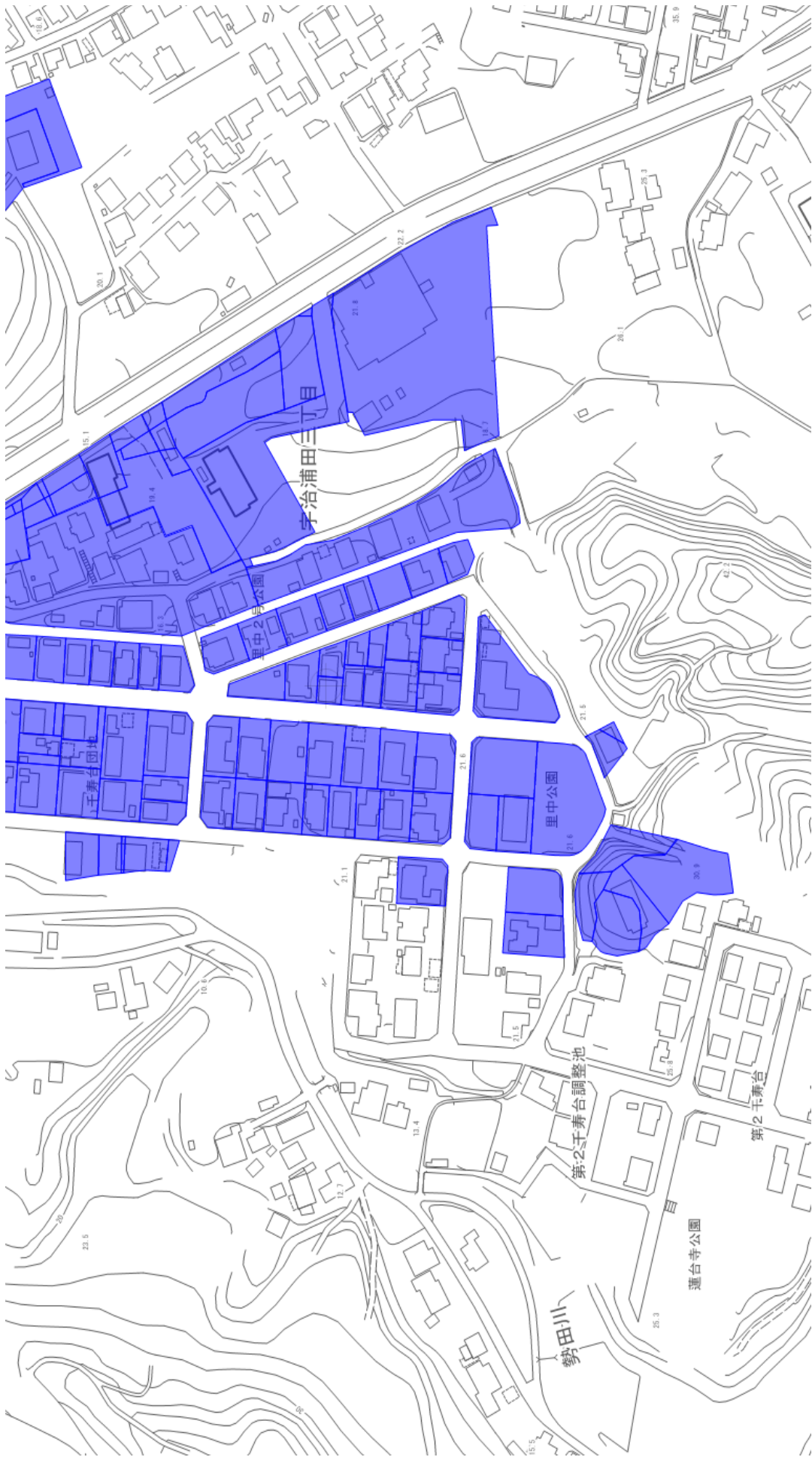


■ 令和6年度 賦課対象区域

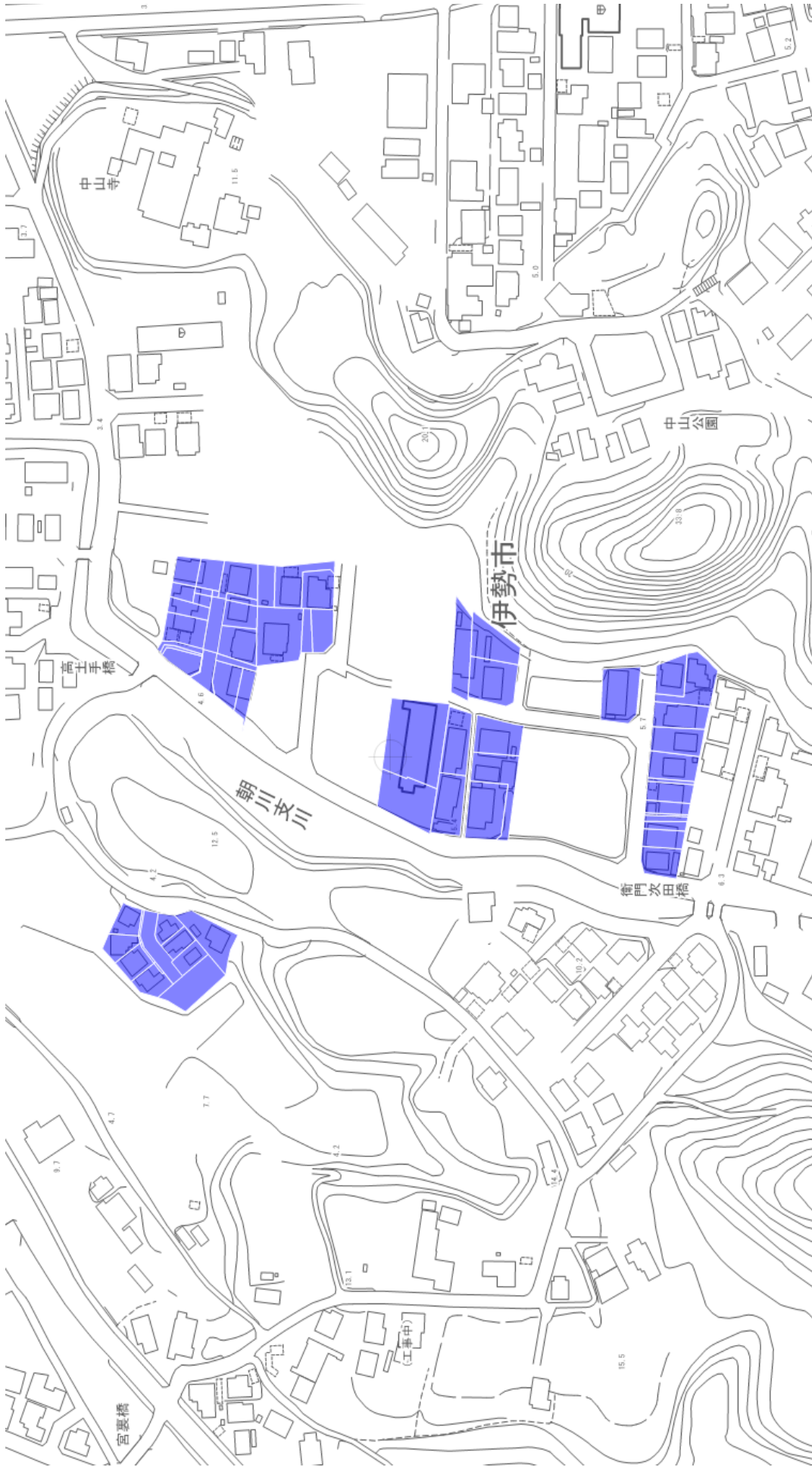


令和6年度 賦課対象区域

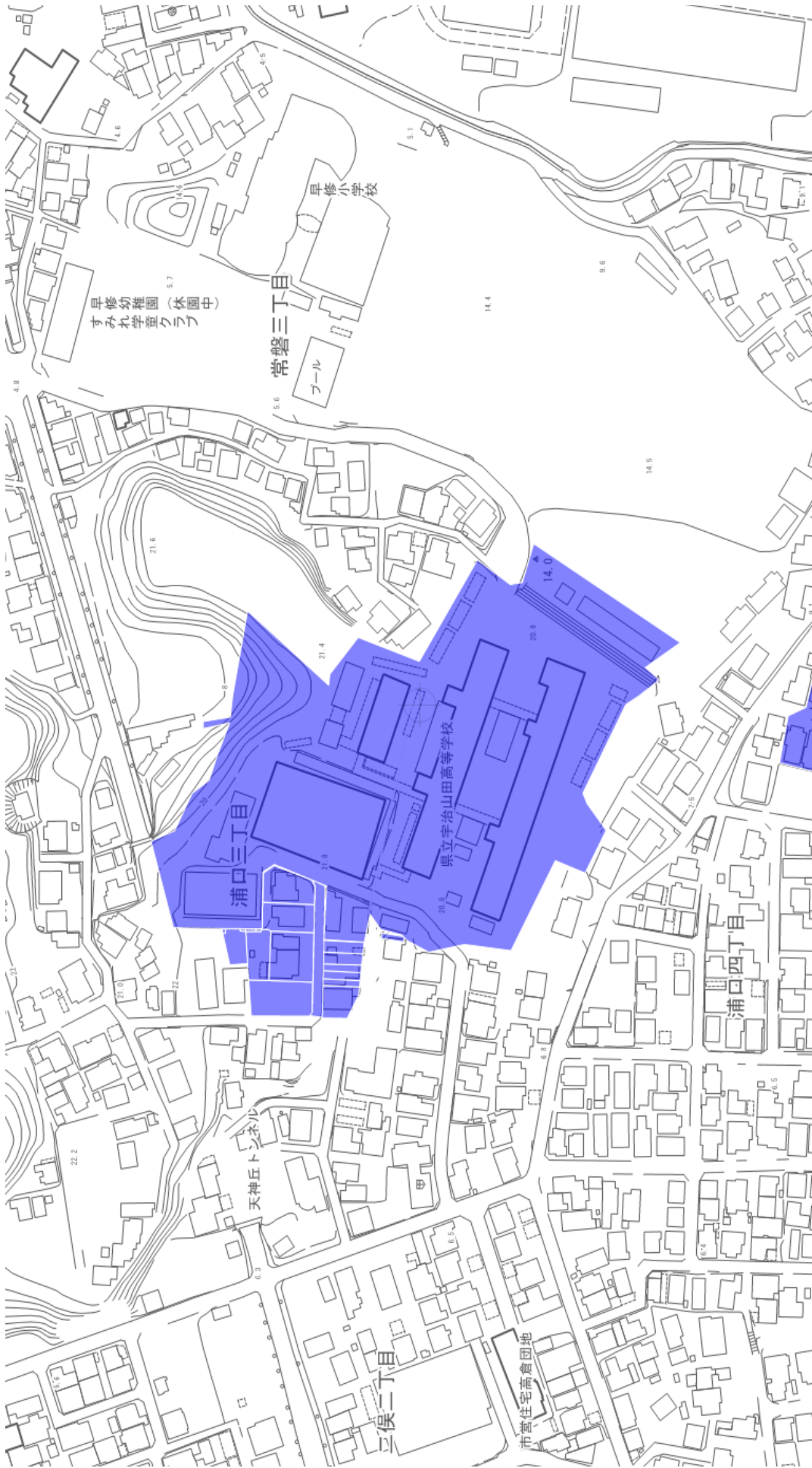




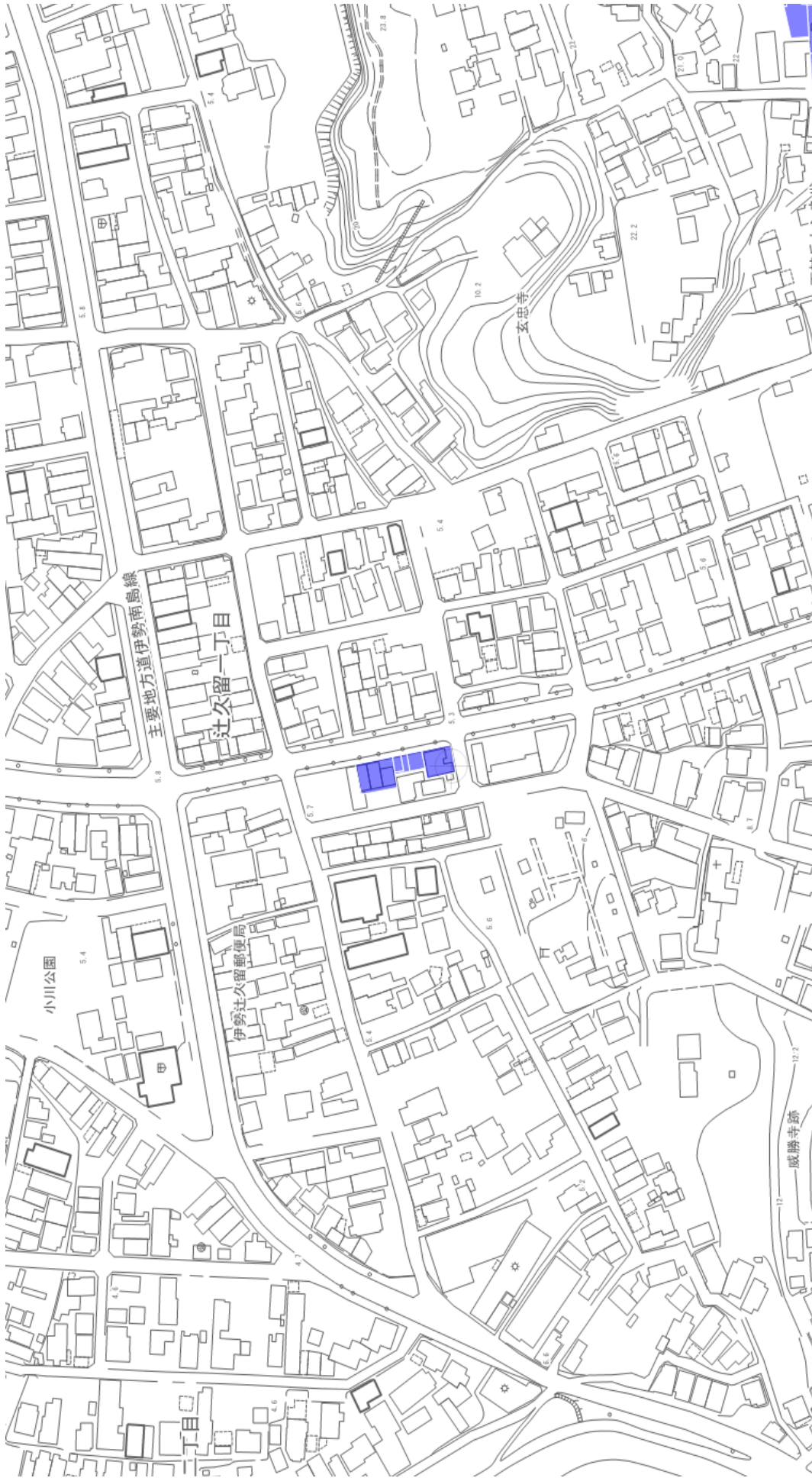
令和6年度 賦課対象区域



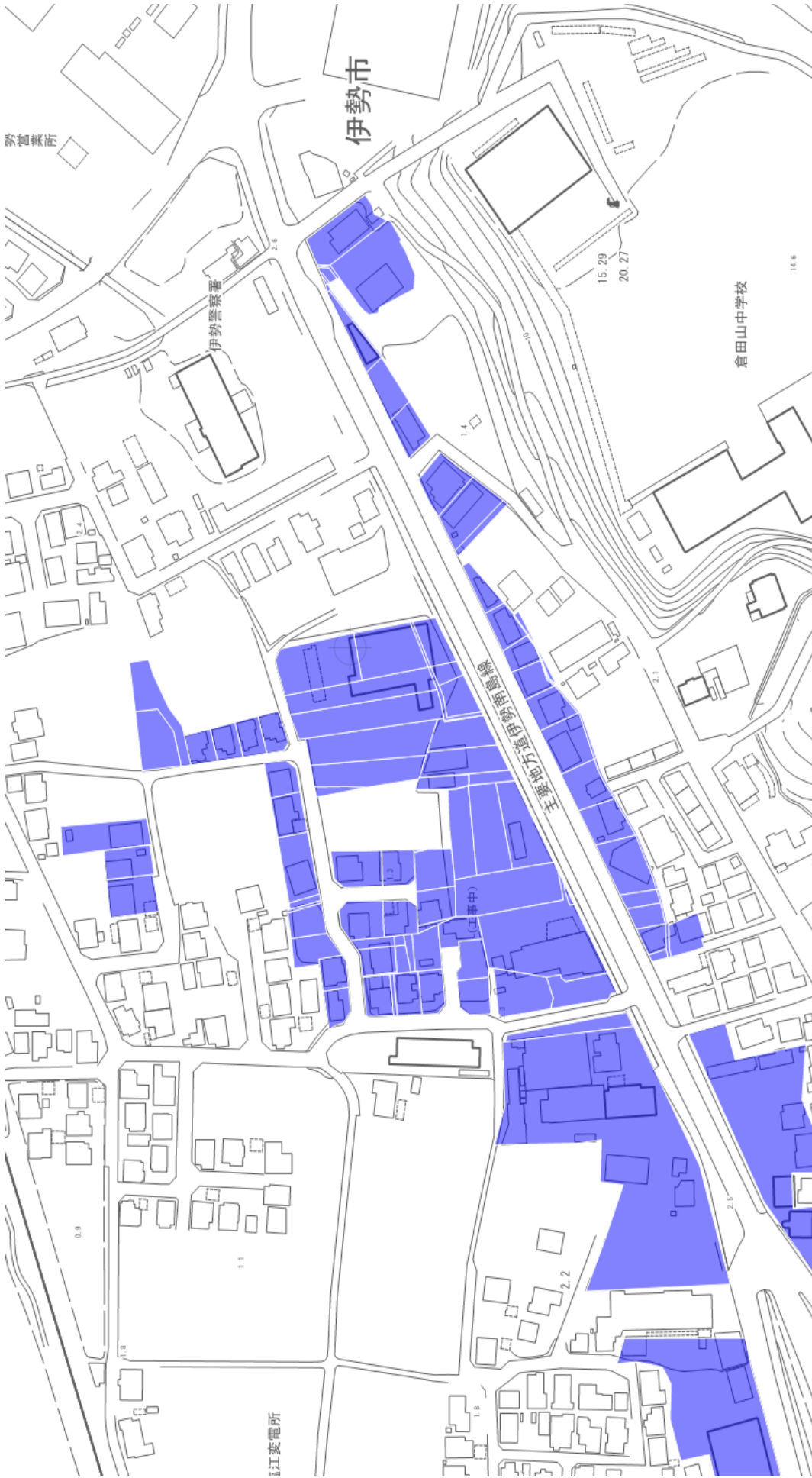
令和6年度 賦課対象区域



令和6年度 賦課対象区域

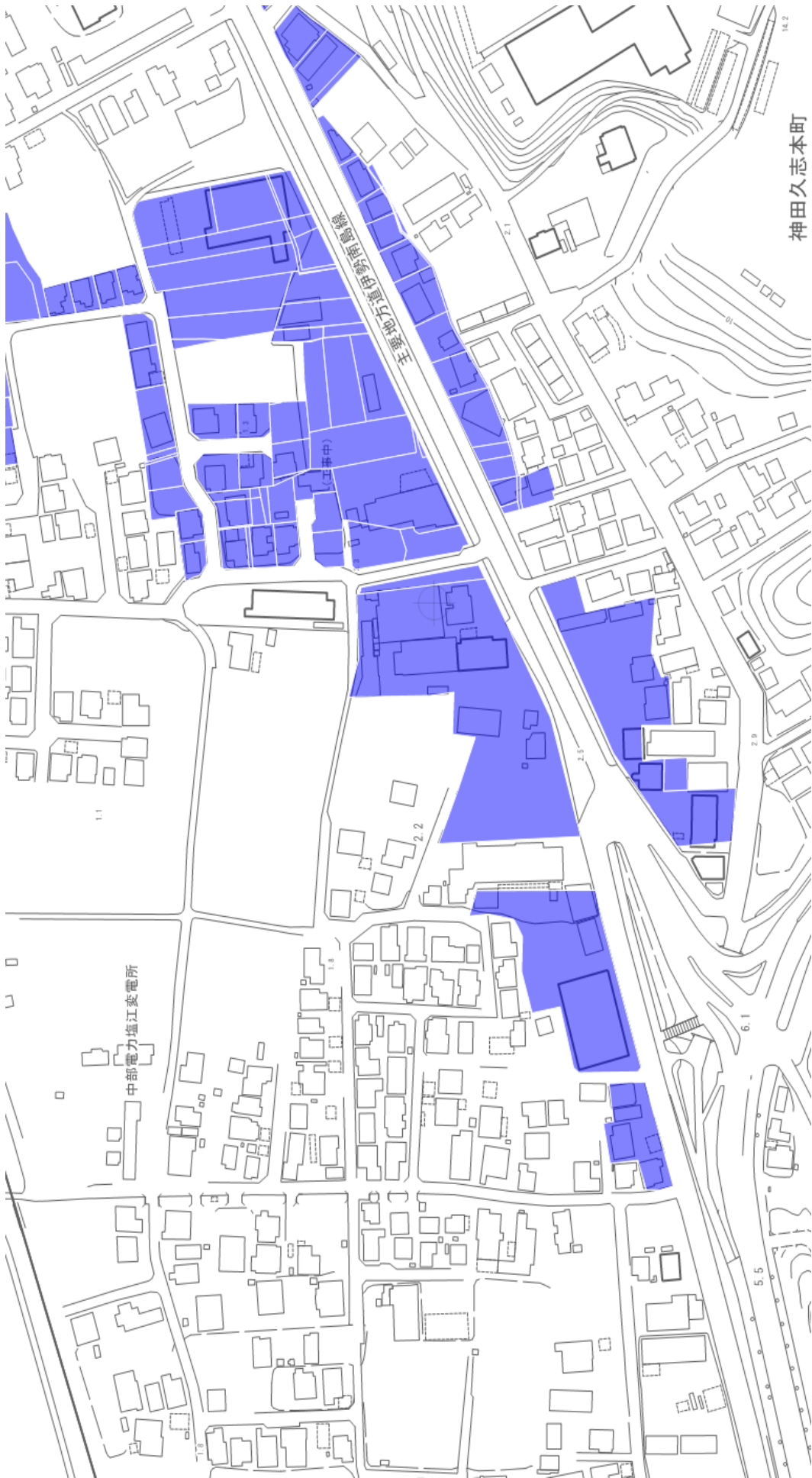


令和6年度 賦課対象区域



令和6年度 賦課対象区域

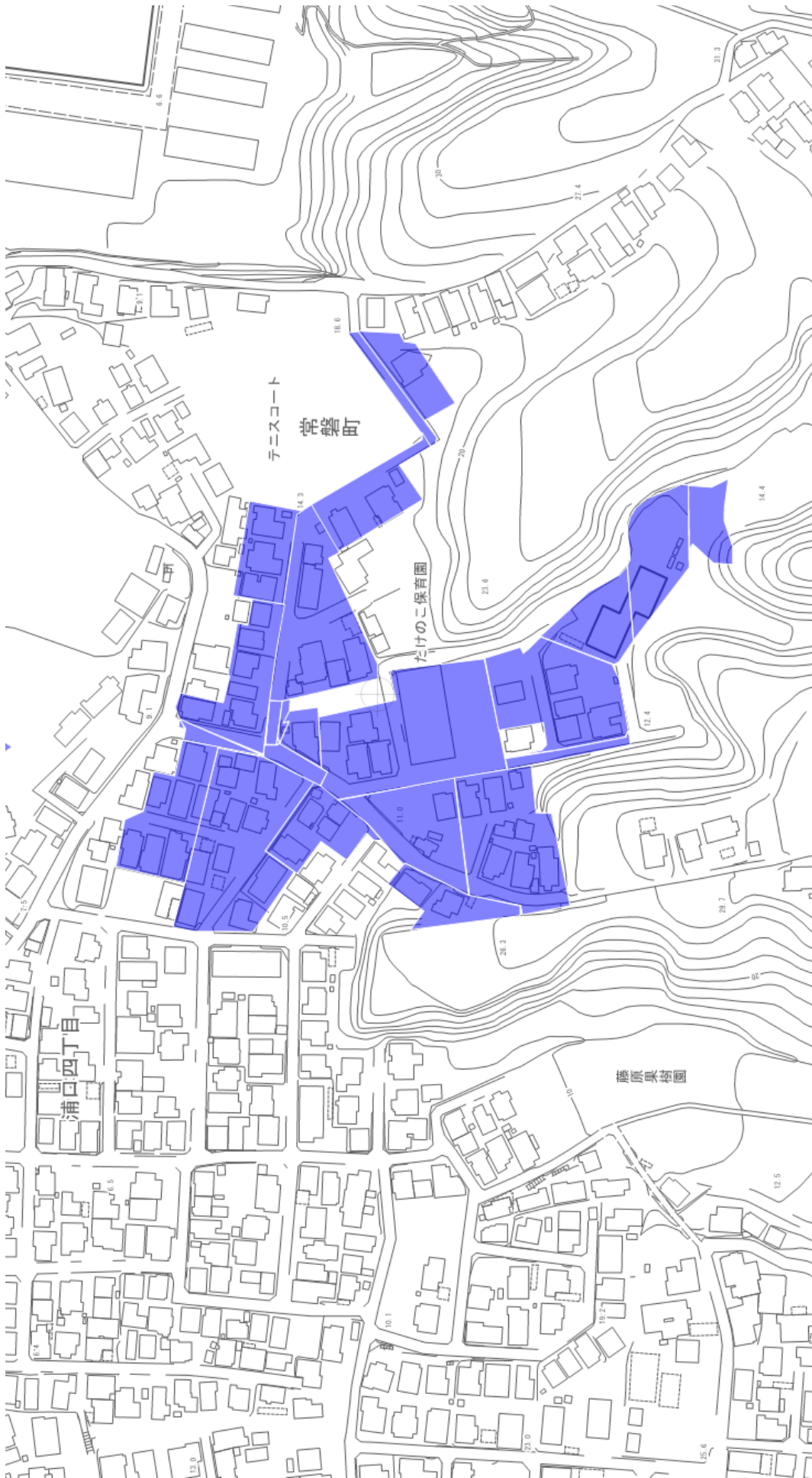


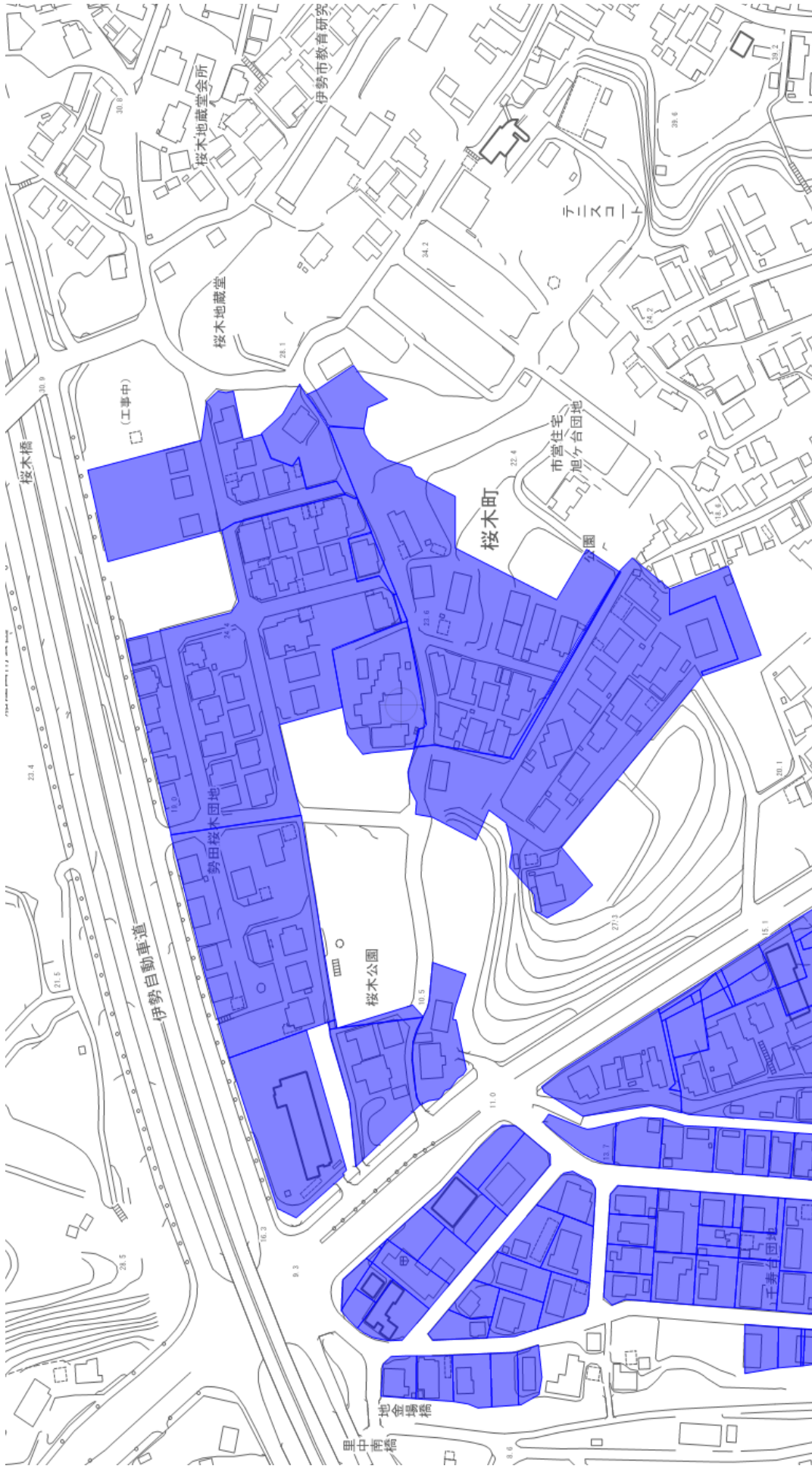


■ 令和6年度 賦課対象区域



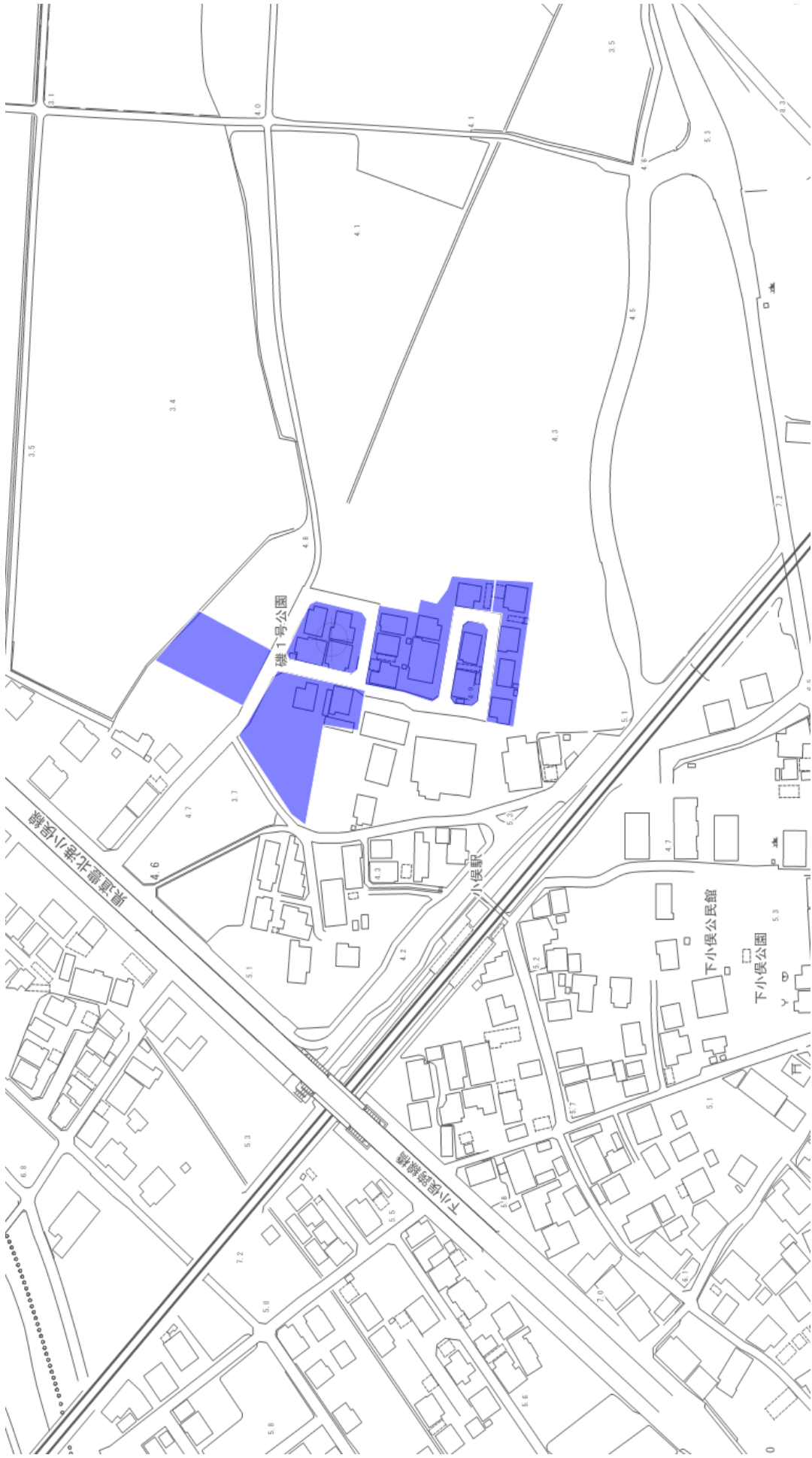
令和6年度 賦課対象区域





令和6年度 賦課対象区域





令和6年度 賦課対象区域

伊勢市監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく請求に係る監査の結果を、同条第5項の規定により次のとおり公表する。

令和5年12月1日

伊勢市監査委員	畑	芳	嗣
伊勢市監査委員	中	井	豊
伊勢市監査委員	久	保	真

5 監 第 227 号
令和5年12月1日

請求人 様

伊勢市監査委員 畑 芳嗣
伊勢市監査委員 中井 豊
伊勢市監査委員 久保 真

伊勢市職員措置請求書に基づく監査結果について（通知）

令和5年10月12日付け、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による請求について、同条第5項の規定に基づき監査を行ったので、その結果を下記のとおり通知します。

記

第1 請求の受付

1 請求人
(略)

2 請求書の提出日

令和5年10月12日

なお、提出された請求書について説明を求めたところ、同月25日に補正書が提出された。

3 請求の内容

(1) 請求書（「上記施設」を「MiraISE」に修正したことを除き原文のまま）
MiraISE 3067 m²の賃貸借料は共益費を含めて年額1億642万円であり、その一部はすでに執行されている。共益費を除くと賃貸借料は坪あたり月額8,672円となる。この料金から期待収益還元法を用いて年利回り4.3%で不動産評価額を算定すると、坪あたり242万円となる。

不動産情報によると、この地点に最も近い一之木3丁目のマンションで売希望価格が坪70万円である。現実に売買が成立した場合の価格はこれより低くなると想定できる。上記242万円は市場実勢の3倍以上であることは明らかである。地方財政法3条では財政支出は合理的な基準にもとづくべしと定めている。この賃貸借料はこれに違反する支出と言わざるをえない。

このような支出を契約年限 20 年にわたって支出すれば、市に巨額の損失を与える結果となる。公務員としてあってはならない背任行為と断ぜざるをえない。場合によっては損害賠償請求の対象ともなりうる行為である。

このような事態を一日といえども放置できない。このような事態につき、貴委員会が監査をおこない事態を適正なものに改めるべく関係部局に勧告されることを請求する。

また、これらの土台には、賃料の決定にあたって求めた鑑定評価の妥当性という問題がある。鑑定評価が妥当であったかどうかという問題である。賃料を決定する前に、鑑定評価についてどのように検討がおこなわれたか、それが適法であったかどうかという検証がなされたか。これらについて監査されることを望む。監査の結果について報告することを求める。なお、年 4.3%の期待利回りは、現時点での市場実勢を最もよく反映した数字である。

(2) 補正書による補正（要旨）

ア 今後予定されている支出額の是正を求めるものであり、支出済額については損失の補てんを求めない。

イ 不動産鑑定士が示す資料は、国が定めたマニュアルに従った私企業についてのものであって、公共施設のものではない。したがって、その結果はあくまでも参考であって、公共施設の賃料決定の根拠としてよいか検討しなければならないが、なされていない。

ウ 地方財政法第 3 条が定める合理的な基準とは、市場実勢に基づくものと考えるべきで、市場実勢による検証を行わなければならない。

4 請求の趣旨

伊勢市職員措置請求書・事実証明書及び補正書に記載されている事項並びに請求人の陳述内容を勘案して本件監査請求の趣旨を、MiraISE（以下、「本件建物」という。）5、6 及び 7 階 3,067.19 m²の賃料（以下、「本件賃料」という。）は市場実勢を上回っている。賃料決定について、正しい考慮や手続きがなされておらず瑕疵あるものであり、それゆえ高額なものとなっているからその是正を求めるものと理解した。

なお、今後予定されている支出額の是正を求めるものであり、既に支出したものについての補てんは求めないことを確認した。

5 要件審査

本件監査請求は地方自治法（以下「法」という。）第 242 条所定の要件を備えていると認め、令和 5 年 10 月 30 日付で受理することを決定した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項の決定

市が入居する本件建物の賃料の金額が違法又は不当に高額なものか、決定の手續きに違法性がないか、その支出が不当な公金の支出に該当するかどうかを監査対象とした。

2 監査対象部局

健康福祉部を監査対象部局とし、資料の提出を求め、令和5年11月7日に同部長を含む5名から聴取を行った。

3 請求人の陳述等

法第242条第7項の規定に基づき、令和5年11月8日に請求人に対して証拠の提出と陳述の機会を設けた。

4 その他

監査資料として、議会事務局に本件賃料に係る市議会会議録の写しを求め、提出を受けた。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 本件建物の賃貸借の概要について

ア 賃貸人 株式会社未来伊勢

イ 賃貸借物件の概要

所在	階層	用途	専用面積 (㎡)
伊勢市宮後1丁目2000番地	5	事務所	1,254.89
同	6	同	906.15
同	7	同	906.15
合計			3,067.19

(2) 本件契約及び公金の支出について

ア 賃貸借契約の締結

令和4年2月2日付けで、月額賃料を1坪あたり7,900円とする賃貸借契約を締結している。

イ 賃料の支出

内装工事着工に伴い、令和4年10月15日から賃料を支出している。

(3) 本件建物の賃貸借の主な経緯について

- ア 平成28年6月14日 市議会教育民生委員協議会に、保健福祉拠点施設を本件建物に整備する意向を報告
- イ 令和4年1月27日 市議会臨時会に、賃料の債務負担行為、内装設計予算に係る一般会計補正予算を提案し、可決
- ウ 令和4年1月31日 基本協定を締結
- エ 令和4年2月2日 建物賃貸借契約を締結
- オ 令和4年10月15日 内装工事着工に伴い賃料の負担開始
- カ 令和5年5月8日 本件建物での事業を開始

(4) 本件建物の選定理由について

- ア 保健福祉拠点施設の整備が必要であること。
- イ 公共交通機関でアクセスしやすいこと。
- ウ 相談機能の集約化のために相応なスペースが確保できること。
- エ 福祉健康センターの建替えと比較して経費負担が軽減できること。
- オ 賃貸借により、将来的な需要に応じた機動的な運営ができること。

(5) 不動産鑑定評価について

ア 委託業務の手続き

市は、本件建物の月額賃料を決定するにあたり、不動産鑑定評価（意見）及び評価を委託しており、その施行から検収に至る経緯は以下のとおりである。

不動産鑑定評価（意見書）業務委託は、要件付一般競争入札に付され、平成31年3月5日に開札された結果、入札不調となった。そのため、賃貸人と相応の協議を行う期間を確保する必要から、再度の競争入札に付する期間が不足するとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づき、同日付けで、入札に参加した全事業者に見積書の提出を求め、最低価格を提示したA事業者と同月11日に随意契約により契約を締結し、同年4月8日に検収している。

また、不動産鑑定評価業務委託については、令和3年11月2日付けで新たに示された賃料の適正性を早急に検証する必要が生じたため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づき、令和3年11月26日付けでA事業者から見積書を徴取し、その金額が予定価格の範囲内であったことから、同日、随意契約により契約を締結し、同年12月13

日に本件鑑定評価書を検収している。

イ 鑑定評価の基本的事項

本件鑑定評価の依頼目的及び価格の種類は、賃貸借の参考とするための現実の社会経済情勢の下で合理的と考えられる条件を満たす市場下において新たな賃貸借契約において成立するであろう経済価値を表示する適正な賃料（新規賃料）である。また、本件鑑定評価の条件として、5、6及び7階の専用部分の新規家賃の評価を行うものとしている。

なお、関与不動産鑑定士及び関与不動産鑑定業者に係る利害関係等はいずれもない。

ウ 評価方法及び鑑定評価価格

本件評価にあたり、再調達原価及び期待利回りによる積算法と比較可能な賃貸事例との比較による賃貸事例比較法の2つの方法で月額実質賃料を試算している。その上で、2つの試算賃料に開差が生じたため、検討を行った結果、賃貸事例比較法による賃料の妥当性が高いと判断し、月額実質賃料を1㎡あたり2,541円と決定している。

2 請求人の陳述内容（要旨）

令和5年11月8日に請求人から本件監査請求の要旨を補足する陳述を受け、次のとおり理解した。

- (1) 本件の核心は、賃料が市場実勢より高額であって、地方財政法の定める合理的な値とは言えないことである。
- (2) 賃料の適正・合法性について、市で議論されておらず、違法である。
- (3) 今回の賃料決定については、鑑定結果は結局採用されなかった。したがって、担当部局が鑑定評価価格の検討・検証を如何に行ったかという当初の請求部分は取り下げる。

3 健康福祉部の聴取内容（要旨）

令和5年11月7日に健康福祉部に聴取を行った。その概要は次のとおりである。

(1) 本件建物の選定理由について

保健福祉拠点施設の整備が必要な中、駅前で交通の便が良好であることと必要なスペースの確保が可能であることから、本件建物が適していると考えた。

また、利便性と規模を前提に検討を行った結果、福祉健康センターの建替も候補とし、本件建物を賃借する場合との比較検討を行った結果、経費面及び将来的な人口減少やニーズの変化への柔軟な対応可能性から、本件建物の賃借が適切であると判断した。

(2) 賃料の決定及び検討について

賃料については、市が入居してすぐに経営が破綻し、市が保健福祉拠点施設で行う相談支援等の事業に多大な影響が及ぶようなことがないことを前提とした上で、不動産鑑定評価書の月額賃料1坪あたり8,400円(1㎡あたり2,541円)の範囲内で、将来にわたる市民負担を少しでも軽減するため、賃貸人と交渉し、月額賃料1坪あたり7,900円となった。

(3) 不動産鑑定評価について

市における不動産の取得、処分及び賃貸借については、通常、不動産鑑定評価を実施しており、本件についても土地代を含む本件建物の正常な賃料を求めるために不動産鑑定評価業務を委託した。不動産鑑定評価書は、国家資格を持った不動産鑑定士が、国土交通省の定める不動産鑑定評価基準に基づき、評価対象の適正な価格を表した信頼性の高いものであると考えている。

今回の不動産鑑定評価は、積算による賃料試算と市場価格を反映した賃料試算の2つの方法で試算してもらっている。そして、積算による賃料資産は一般的に貸す側の目線に立ったものとなるため、公共が賃料を適正に設定する上では、借りる側の立場に立ち、市場を反映した比準賃料のほうがより適正であると判断されている。

なお、本件鑑定評価価格について、コンサルタント会社に検証を依頼し、適正な鑑定結果であると判断した。

4 監査委員の判断

(1) 地方公共団体の長の裁量権について

地方公共団体が不動産を賃借する場合、対象、方法、対価等についての判断を具体的に規制する法律は存在しないから、原則として、それを決定する権限を有する長の政策的ないし合目的な裁量判断に属する事項であると解されるが、地方公共団体がその事務を処理するにあたっては、法第2条第14項、地方財政法第4条第1項に定めのあるとおり、最小の経費で最大の効果を挙げなければならない、その目的を達成するための必要かつ最小の限度を超えてこれを支出してはならないのであるから、上記裁量権にも限界があると言わねばならない。しかしながら、長は、様々な公共目的を実現する見地から、対価を含めいかなる内容で当該不動産を賃借するかについては、広範な裁量権を有するものと解される。

(2) 賃料の性格について

不動産の賃料は、社会的、経済的な要因に由来する複雑多岐な要素に基づき、かつ当該取引における当事者の個別的、主観的な事情も加わっ

て決定されるものであるから、その適正性は、当該賃料の金額の程度及び形成要因、借り入れる必要性の程度、交渉等の経緯等の事情を総合して検討されなければならない。

一般的に賃貸オフィスの賃料は、賃貸人及び賃借人の個別的、主観的な事情によって相当左右されるものであり、極めて個別性が強いものである。

(3) 不動産鑑定評価を用いることについて

不動産鑑定評価書の検討に係る当初請求は、請求人陳述の際、取り下げられたが、本件賃料決定の意思形成の上で重要なものと考えられるため、以下に監査委員の判断を述べたい。

通常、公共団体が物件を調達する場合、競争入札等によって正当に落札されていることが、価格が適正であるかどうかの根拠となるわけであるが、不動産の賃貸借のように同一の物件が存在しない場合には、競争入札によることはできず、条件に最も適していると判断した物件を特定した上で、賃貸人との交渉によってその賃料が決定されることになる。また、物件が公共施設か民間施設かによって、不動産の賃料が著しく異なるということはなく、公共施設であるとの理由のみでもっての低額な賃料の提示では賃貸人の了承を得ることが出来ず、契約は成立しないものと考えられる。

したがって、適正な賃料を求めるためには、物件の価格情報、物件情報等をあらゆる角度から必要とされる調査検討を行った上で、合理性のある価格を設定し、賃貸人と相応の交渉をすることが必要となる。

しかしながら、そのような合理性のある価格を設定することは、専門的な知識を有することのない者には非常に困難なことである。そこで、ほとんどの公共団体は、専門家である不動産鑑定士による鑑定評価価格をその合理性のある価格として、賃貸人との交渉を行うのが通常であり、伊勢市においても同様である。

なお、国土交通省が発出する「不動産鑑定評価制度の概要」によれば、「不動産鑑定評価は、市場における適正な土地等の価格の形成に資する役割を担い、我が国の不動産市場を支える制度インフラとして重要な役割を担っている。」としており、その活用場面として、公的主体からの依頼として複数の事例を挙げ、公共団体での利用を想定している。

また、「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針」では、「評価に当たっては、原則として、不動産鑑定業者に当該標準地等の鑑定評価を求めるものとする。」とされており、総務省通知「固定資産の評価替えに関する留意事項について」においても、「不動産鑑定評価基準等に定める要件を具備する鑑定評価書により鑑定評価価格を求

めること。」として、その利用を義務付けている。

以上のように、不動産鑑定評価は、公共団体においても、様々な場面で利用されることが想定されているのであり、不動産価格の合理的な基準と成り得るものと認められる。

(4) MiraISE の賃料について

請求人は、公共施設であることを理由に、別基準による賃料の決定を求め、その決定手続きの不備を主張する。

本件建物の賃貸借は、市の行政目的を達成するためになされたものであり、その賃料について、適正性の確保が当然に必要とされるが、目的や必要性、締結に至る経緯、契約の内容に影響を及ぼす社会的、経済的要因その他の諸般の事情を考慮して、相応の裁量権が認められるべきものである。

判例においても、賃料が鑑定評価等において適正とされた額を超える場合であっても、諸般の事情を総合考慮した上でなお、長の判断が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用するものと評価されるときでなければ、当該契約に定められた賃料の額をもって直ちに当該契約の締結が法第2条第14項、地方財政法第4条第1項に反し違法となるものではない（最高裁平成25年3月28日第一小法廷判決）とされている。

賃料は、前述のとおり、極めて個別性の強いものであって、その適正な価格を求めることは困難なものであるから、鑑定評価価格をその根拠として用いるのが一般的であり、公共団体においても、国が示す指針等の中で様々な場面で活用が示されているところである。

本件は、その賃料が当事者間で相応の交渉を経た上で鑑定評価価格より低い価格で合意されたことは自明である。また、伊勢市駅前に保健福祉拠点施設を整備することの必要性、当該施設を整備の方法を民間のビルを賃借することとしたことなどの諸事情に加え、調査の範囲内においては恣意的な価格の介在があったことも認められないものであり、また、市議会の議決を得ていることなどを考慮すると、長の判断がその裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用するものであったということはできず、したがって、本件賃貸借契約を無効としなければ法第2条第14項、地方財政法第4条第1項の趣旨を没却する結果となる特段の事情があったとは認められない。

(5) 賃料の支出について

一般に、賃貸借契約を締結した賃借人は、当該賃貸借契約を締結した以上、その効力として、賃料の支払義務を免れないが、この点は、当該賃借人が地方公共団体であったとしても何ら変わるところはない。した

がって、賃借人たる地方公共団体は、原則として、賃貸借契約に基づいて賃料の支出及びその前提としての支出命令をする義務を負う。しかし、当該賃貸借契約が私法上無効である場合、又は当該地方公共団体がその取消権又は解除権を有しているときや、当該賃貸借契約が著しく合理性を欠き、そのためその締結に予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存在し、かつ、客観的にみて当該地方公共団体が当該賃貸借契約を解消することができる特殊な事情にある場合には、支出命令権者は、当該賃貸借契約の効力を否定して賃料支払義務から脱却すべき義務を負っているというべきであり、そうであるにもかかわらず漫然と支出命令を行った場合には、当該支出命令は違法となるというべきである（最高裁平成20年1月18日第二小法廷判決）とされている。

本件賃貸借契約には、前述のとおり、上記判決のような事情は認められず、その賃料は当然に支払うべきものである。また、本件賃料の支出は、市議会の承認を得て予算措置され、その事務手続きは伊勢市事務決裁規程及び伊勢市会計規則に基づいて行われており、手続きに遺漏はみられない。

5 結論

本件賃料は適正な手続きを踏まえて決定されたものであり、長が有する裁量権の範囲内と認められる。また、その支出については、予算及び支出の手続きが関連法令に基づいて適正に行われており、違法又は不当な点は認められない。

以上から、本件監査請求は理由がないものとして棄却する。

第4 意見

本件監査請求についての監査委員の判断は以上のとおりであるが、監査委員の合議により、次のとおり意見を述べる。

- 1 本件建物で実施する市の事業は、本件建物が安定的に運営されて初めて成り立つものである。長期にわたって高額の公金を支出するものであり、市に課せられた責務として、毎年の収支実績の確認等、事業の管理を適切に行い、市民への説明責任を果たされるよう求めたい。
- 2 賃料については、3年ごとに見直すこととなっており、その際には、経済事情の変動等を勘案し、交渉に臨んでいただきたい。